

吉賀町告示第93号

令和2年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月19日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和2年6月10日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○6月11日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和2年6月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月10日 午前9時01分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第3号 新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書(案)
- 日程第6 発議第4号 吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 発議第5号 「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書(案)
- 日程第8 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第38号 新町建設計画の変更について
- 日程第10 議案第39号 請負契約の締結について(吉賀町防災行政無線設備整備工事)
- 日程第11 議案第40号 請負契約の変更について(平成31年度相生橋補修補強工事)
- 日程第12 議案第41号 動産購入契約の締結について(令和2年度小型除雪車購入事業)
- 日程第13 議案第42号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第43号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第44号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第46号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第48号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第49号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第50号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第51号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第52号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第53号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第25 議案第54号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第55号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第56号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発議第3号 新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書（案）
日程第6 発議第4号 吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 発議第5号 「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）
日程第8 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
日程第9 議案第38号 新町建設計画の変更について
日程第10 議案第39号 請負契約の締結について（吉賀町防災行政無線設備整備工事）
日程第11 議案第40号 請負契約の変更について（平成31年度相生橋補修補強工事）
日程第12 議案第41号 動産購入契約の締結について（令和2年度小型除雪車購入事業）
日程第13 議案第42号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第14 議案第43号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第44号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第46号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
日程第18 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第19 議案第48号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第20 議案第49号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21 議案第50号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第51号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第23 議案第52号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第53号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第25 議案第54号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第55号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第56号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 藤升 正夫君 |
| 12番 安永 友行君 | |

欠席議員（1名）

- 8番 大庭 澄人君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 町長 | 岩本 一巳君 | 副町長 | 赤松 寿志君 |
| 教育長 | 光長 勉君 | 教育次長 | 大庭 克彦君 |
| 総務課長 | 野村 幸二君 | 企画課長 | 深川 仁志君 |
| 税務住民課長 | 栩木 昭典君 | 保健福祉課長 | 永田 英樹君 |
| 産業課長 | 山本 秀夫君 | 建設水道課長 | 早川 貢一君 |
| 柿木地域振興室長 | 山根 徳政君 | | |

午前9時01分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回吉賀町議会定例会を開会します。

なお、8番、大庭議員については病氣療養のため欠席届が提出されておりますので、報告をします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、先ほど、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、庭田議員、11番、藤升議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） それでは、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） 本定例会は、本日、6月10日より17日までの8日間と決定しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月17日までの8日間したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月17日までの8日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

なお、中林出納室長については欠席です。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、請願第2号上木部「中間橋幅員拡張」に関する請願書、請願第3号中原住宅団地コミュニティホールの建築に関する請願、及び陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおり、請願第2号は経済常任委員会へ、請願第3号は総務常任委員会へ、陳情第2号は経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、令和2年第2回でございますが、定例会を招集しましたところ、皆さん御多忙中にもかかわらず、御出席をたまわりまして本当にありがとうございました。

行政報告の前に、本定例会に上程をいたします議案について触れておきたいと思います。

今回、条例する議案は、全部で20件となります。内訳といたしましては、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、新町建設計画の変更議案が1件、請負及び動産購入の契約に係るものが3件、そして条例の制定、一部改正が12件、各会計の補正予算が3件というものでございます。

慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げておきたいと思います。

それから、一昨日でございましたが、8日月曜日の午前中に新型コロナウイルス感染症対策の関係で島根県と県内の19の市町村の首長とがテレビ会議、いわゆるウェブ方式で会議を開催をさせていただきました。僅か1時間半という時間の中で、冒頭島根県知事のほうから島根県の対策と内容について挨拶を兼ねて、約20分ばかり御報告がございまして、残りの70分の中で19名の首長と意見交換をするということで、本当に短い制約のある中での意見交換でございました。吉賀町のほうからは県内情報のほかに、特に隣接をいたします山口県、広島県の情報提供を迅速に早くしっかりやっていただきたいということのほか、3点について強く要請をさせていただいたところでございます。

それから、島根県の町村会におきましては、5月の27日に合同で要請書を知事のほうに提出をさせていただいたところでございます。この対応等につきまして、11人の町村長連携を取って対処してまいりたいと思います。

それでは、お手元に配付をさせていただいております町長動静報告によりまして、今回は本年3月定例会以降、昨日までの動静でございますが、御報告をさせていただきたいと思います。時間の関係もございまして、主だった動きについてのみとさせていただきたいと思います。

3月の定例会につきましては、3日の火曜日から18日までの会期で開催をされました。

それから、3月5日でございますが、名誉町民でございました内藤博士先生、叙位が発令されて、その伝達ということで広島県廿日市市にございます御兄弟の御自宅のほうへ叙位の伝達に訪問させていただいたところでございます。

中ほど11日でございます。島根県副知事として長らく御貢献いただきました藤原副知事が御退任ということで来庁され、御退任の挨拶を申し上げたところでございます。

2ページに入りまして、3月24日でございます。島根県土木部長、それから島根県議会議長面会とあります。用件につきましては、かねてから懸案事項でございます、仮称でございますが、益田岩国道路の件につきまして、吉賀町としての考え、それから今、圏域で事務方が進めております案件について説明をするとともに、これからの動きについてのお願いなりをさせていただいたということでございます。なお、当日は町議会からも安永議長に御同行いただいておりますところでございます。

3月31日は職員の退任式、年度が替わりまして4月の1日は年度初め式と新任式を行ったところでございます。

4月の7日の火曜日でございます。新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行っておりますが、この日がちょうど首都圏、関西圏、それから福岡県に対しまして緊急事態宣言が発令をされた日でございます。以後のところ、関係する本部会議等々感染症関係の事柄がたくさん出てくるところでございます。

それから、2ページの一番下、4月の9日木曜日でございますが、先ほど申し上げました藤原前副知事の後任ということで、松尾副知事が御就任されましたので、就任の御挨拶に来庁されました。

同じく9日でございますが、3ページ冒頭にありますように、出雲にあります島根県立中央病院事業管理者であります山口先生、それから島根大学医学部附属病院の病院長であります井川先生の御両名に面会に参上したところでございます。当然、六日市病院、それから特にこの圏域の医療等についての御支援をいただきたいということでお伺いをさせていただきました。

中ほど、4月の20日月曜日でございます。当町にゆかりのございます、元厚生大臣津島雄二先生の御令室、奥様が御逝去をされたということでございます。折からの感染症の自粛、外出自粛等もございましたので、大変失礼ではございましたが、電話をもって弔意を表せていただきました。

それから、22日、六日市病院に対しまして、非常にマスクが不足をしているというお話でございましたので、理事長のほうへ直接マスクの配付をさせていただいたところでございます。

4月の27日月曜日は、議会全員協議会が開催をされました。

ページをめくっていただきまして4ページでございます。5月になります、5月の1日金曜日、かねてから飲食業等の落ち込みが非常に厳しいということでございましたので、行政のほうから働きかけをさせていただいて、商工会と一緒に飲食店の支援をするというものを始めさせていただきました。その関係がございましたので、役場と直接の関係があります一部事務組合の不燃物処理組合、養護老人ホームの银杏寮、それから社会福祉協議会のほうへ私直接出向きまして、ぜひこの取り組みに御支援いただきたいということでお願いを申し上げたところでござ

います。

中ほど13日の水曜日でございます。11日から小中学校が教育活動を再開したということもございましたので、この日のところで町内の小中学校全校を訪問させていただいて、校長先生等にこれまでの御礼とこれからの感染拡大の防止についてということでお願いをさせていただきました。

同じ日に、商工会のほうにも訪問をさせていただきました。

14日の木曜日でございます。同じく道の駅も再開をしておりますので、2つの道の駅のほうへ御訪問させていただきました。

それから、その日は、益田で石見空港ターミナルビルの監査会がございましたので、下森町長と出かけさせていただいたところでございます。

4ページが一番下、19日の火曜日でございます。出水期を、報道によりますと今日梅雨に入るのではないかというようなお話もございますが、そうした時期を踏まえまして、町の防災会議を開催しております。

それから、御寄贈マスク配付とありますが、関連があります首都圏の業者様から4,000枚のマスクを頂戴をしたということもございましたので、町内の医療機関、それから福祉介護施設、保育施設など13の施設のほうへ直接マスクの配付をさせていただきました。

5ページに入ります。20日でございます。町議会の臨時会を招集させていただきました。

それから、図書館のほうも閉館しておりましたが、みたい号、移動図書館のほうをまず先行して運用再開をさせていただいたということもございましたので、図書館のほうへ出かけてお願いを申し上げました。

21日は公民館が再開をされておりますので、5つの公民館のほうも訪問させていただきました。

この日は加えてマスクの配付ということで、医療技術専門学校と吉賀高等学校のほうへも町内企業様から御寄贈いただきましたマスクをお届けをさせていただいたところでございます。

6月に入りまして、一番下から2つ目の6月1日月曜日でございます。指定管理者施設訪問とあります。これもコロナの関係で長らく閉鎖という状況でございまして、改めて再開になりましたので、御礼とお願いをということで訪問をさせていただいたところでございます。

最後6ページでございます。6月の3日は議会全員協議会が開催されました。それから一昨日8日でございます。島根県知事、それから市町村長ウェブ会議、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、昨日6月9日でございますが、議会のほうで予算の御承認をいただきまして、介護保険事業の適正化に向けた業務委託の契約の締結をさせていただきました。その関係で御紹介も

させていただきました兵庫県立大学の大学院の筒井孝子教授ほか関係者の方が昨日吉賀町のほうに来町されまして、関係する機関等へ出迎えてヒアリング等を行ったところでございます。

それから、町村会の顧問弁護士であります津田先生も昨日は来町されまして、係争中でありませぬ裁判に係る現場等の確認をさせていただいたということでございます。

以上、大変雑駁ですが、3月定例会以降の行政報告について御報告をさせていただきました。

日程第5. 発議第3号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第3号新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第3号を読み上げて、提案させていただきます。

発議第3号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

新型コロナウイルス感染の充実を求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由として、新型コロナウイルス感染対策を充実させるためであります。

裏面を見ていただきまして、意見書（案）、新型コロナウイルス感染対策に尽力されていることを理解しつつ、下記の医療・介護・福祉分野における緊急対策を求めます。

記、1、感染症病床の増床及び、病床確保に協力する医療機関へ十分な補償を行うこと。

2、医療機関の役割分担と病床確保に向けたネットワークを、国と自治体の責任で構築すること。

3、人工呼吸器、人工心肺等の増産と、集中治療体制確保への助成、専門スタッフ緊急養成に関わる体制整備と補償を行うこと。

4、無症状や軽症者、帰国者・濃厚接触疑いケースなどの経過観察場所を確保し、協力施設等への経費補填を行うこと。

5、PCR検査の抜本的な拡大を図るとともに、医師の判断のもと保険診療で迅速に実施できるように整備し、協力医療機関への支援強化を行うこと。

6、新型コロナウイルス抗原検査・抗体検査についても早急に保険・公費負担対象とし、精度向上を図ること。

7、感染防止対策として、医療、介護、福祉分野の無症状の職員に対するPCR検査を公費負担とすること。

8、全ての医科・歯科医療機関及び介護施設、福祉施設等において、感染防止に必要な資材の十分な供給確保を図ること。また、新型コロナウイルスの影響に伴う赤字を公費で補填し、それ

ぞれのサービスの提供が継続できるようにすること。

9、感染症対策の人員配置の強化を含め、保健所機能の強化を行うこと。また、保健所の統廃合方針を改め、保健所管轄範囲を適正な規模に見直すこと。

10、近年繰り返し発生する新型感染症の危機に備えるため、病床削減を進める「地域医療構想」及び、この構想を前提とした医師・看護師需給計画を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、新型コロナウイルス対策担当相としております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで提案者に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第6．発議第4号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第6、発議第4号吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 発議第4号、令和2年6月1日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員桑原三平、同上河村由美子、同上河村隆行。

吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び吉賀町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、当議会では、住民の負託に応えるため、一昨年来、議会活性化特別委員会を設置し、調査・研究を実施してきた。その一環として住民アンケートを行った。

アンケートの設問の議員定数においては、「多い」との回答が41.6%であり、最も多数であった。そのことを踏まえ全国の町村自治体（926団体）から当町の人口規模の類似団体（5,500から6,500人）を抽出し、調査した結果、52団体で平均10.94人であった。

近い将来においても、人口減少は進行し、そして財政においても緊縮となることは必然である。以上のようなことから、議員定数の削減をすべきと考え、条例の一部改正を提案するものである。

吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、吉賀町議会の議員の定数を定める条例（平成19年吉賀町条例第29号）の一部を次のように改正する。条例中「12人」を「10人」に改める。附則、施行期日等、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで提案者に対しての質疑を行います。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、提出者の方にお聞きをいたします。

今、この町議会におきましては、1人が病気のため1名少ない中での議案の審議、質疑等を行っておりますが、1人減っただけで議会における執行部に対する追及も含め下がったように私は感じております。それをさらにもう一人少ない分としてこのたび提案をされていますが、議会の役割を本当に実現するために10人で十分であると考えなのか、理由を含めてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 藤升議員の質問にお答えしますが、今1名少ない人数での議会構成ではございますが、決して行政に対する質問等、質疑等、別に1名少ないからといって、私は十分に機能している、議会の機能は行われていると感じております。そして、こうしたコロナ対策等、皆さんこの住民に関する案件においても人数が少ないからといって対応はおろそかになるという考えは持っておりません。十分、人数で対応はできるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この中で、人口の減少と財政に対する負担ということを理由づけて、議員定数の削減という発議を出されたわけですが、そもそも民主主義というのは多数の人の意見を吸い上げて、議会を運営するべきだと、私は思うところですね。

それで、この中で、10人というのが、類似団体と比較してということですが、今地方創生が叫ばれている中で、果たして今までどおりの、類似団体がこうだからうちはこうするんだというようなやり方が適当なのかどうか、その辺のお考えを聞きたいと思っておりますし、10人にした場合、これ私の意見ですが、健全な民主主義を育てるためには、人員はむしろ増やして、この報酬を財政負担が大きいというのなら、それは日当制にしても、また削減にしても大幅に切り下げて民主

主義を守るべきだと思っておりますので、その辺において、財政において今よりどのくらい下げ
るつもりなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

以上です。分かりましたかいね。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） この定数削減ですが、今言われたことに対して、どのくらい下げ
たらとかいうのは、報酬等いろいろな今回のこの議員定数にかかわらず、今回提案をしたのは、
そうした報酬についても関連すると思われることは、いろいろな議員の皆さんで討議していただ
くという意味も込めての発議でございます。そうした意見等を議会で、議員各自でいろいろな課
題について討議をして結論を出していきたいというのが、私の一つの趣旨でございます、今回の
発議の。

そういうことで、皆さんと、これから一緒になっていろいろ討議していけたらと考えておりま
す。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、議
会運営委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については議会運営委員会に付託し、会期中の審
査とすることに決定をしました。

日程第 7. 発議第 5 号

○議長（安永 友行君） 日程第 7、発議第 5 号「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を
求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第 5 号を読み上げて、
提案していきたいと思えます。

発議第 5 号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）、上記の議案を、別紙の
とおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

理由、農業者が行ってきた収穫物の一部を種苗として使う自家増殖を、これまでと同じように
出来るようにするためでございます。

「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）、種苗法は平成10年に公布された新品種を開発し、品種登録した者の権利を守ることを目的にした法律です。現行法は、農作物の新しい品種を開発した人や企業に「育成者権」を認め、著作権と同じく権利を保護しています。同時に、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については「育成者権が及ばない範囲」（21条）で「原則自由」としてきました。

農水省省令による自家採種禁止植物以外、農業者は、種を購入すれば自由に自家採種し、種を蒔いたり植えたり加工することができます。登録品種においても、自家採種は認められています。

種苗法改正案は、登録品種の自家増殖が許諾制となります。農水省によると適用されるのは登録品種であり、非登録品種は引き続き自家増殖できるとの見解ですが、非登録品種を少し改良し登録品種とすることで、農業者は自家増殖のための許諾料を支払うか、種苗を購入しないとその作物の栽培が出来なくなります。

違反すれば10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を科す刑事罰の対象となります。

もしも種子企業が先に、品種登録したものを知らずに自家増殖すれば、権利の侵害になり告訴され、損害賠償を請求される可能性も出てきます。品種登録をされた作物を生産するためには、種子を購入するなど、新たな出費が必要になります。

改正案の目的は、優良品種の海外流出防止のためとされています。しかし、自家増殖を規制しても海外持ち出しを物理的に止めることはできません。農林水産省が調査した「育成者権の侵害事例」によれば、違反しているのは海外で許諾した日本の登録品種が、許諾者以外に種苗として利用された例や、シャインマスカットのように輸出を想定しないで海外での品種登録をしなかったことによるものなどです。日本の農民の自家増殖によって優良品種が海外流出したという論拠はありません。

農水省はこれまで、優良品種の海外流出防止のために、種苗の譲渡契約、商標登録ではできないため、品種登録を行い、育成者権を確保することにより、栽培や販売の差止め、種苗や生産物の回収・廃棄・損害賠償などといった対抗措置を取ることが可能になるとして、海外での品種登録を支援してきました。

改正案をめぐって、多くの反対意見と共に、賛成の声も上がっています。これからの日本農業を発展させ、農業者と消費者を守るために、正しい情報に基づく国民的議論と、慎重な審議が必要です。

国におかれましては正しい情報を国民に提供し、慎重な審議をされるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣であります。

なお、この法律は、今の国会に上がっておりますが、予定されている会議というのが来週の

17日と、その間までに審議が十分できないであろうという新聞報道等もされておりますので、併せて報告します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで提案者に対しての質疑を行います。質疑はありますか。よろしいです。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第8. 報告第1号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第8、報告第1号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成31年度吉賀町一般会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。繰越計算書のほうを御覧をいただきたいと思っております。

横に見ていただく表になっていると思っておりますが、款、項、事業名、それから金額、そして翌年度繰越額、順次読み上げますので、財源内訳につきましては、右半分でございますが、この点につきましてはお読み取りをいただきたいと思っております。

総務費、総務管理費、一般事務事業費71万8,000円、繰越額55万8,000円、基幹系システム運営管理費267万9,000円、繰越額267万8,500円、民生費、社会福祉費、プレミアム付商品券事業費3,477万3,000円、繰越額237万7,000円、児童福祉費、子ども・子育て支援事業費3億4,090万5,000円、繰越額212万6,000円、放課後児童対策事業費4,156万3,000円、繰越額74万5,000円、農林水産業費、農業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業費6,880万円、繰越額5,060万6,000円、農林水産業費、アユ種苗生産施設整備補助金313万9,000円、同額の繰越しでございます。土木費、道路橋梁費、橋梁新設改良補助事業費1億7,800万円、繰越額は1億1,738万

7,000円、教育費、教育総務費、事務局施設整備事業費4,208万3,000円同額の繰越してございます。

なお、詳細につきましては、別冊の参考資料1ページから3ページで記載をしておりますので、御参照いただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） ただいま町長のほうから報告がありましたが、詳細説明については、全員協議会にて説明なり質疑もお受けしております。

資料等で説明をしております本定例会より詳細説明は重複を避けるため行いませんので、おつなぎをしておきます。

提案者の報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 全協にやったことについては、詳細説明はいいかと思いますが、例えば繰越明許なんかはちょっと分かりにくい、書いてあるけ見いやちゅうような言い方でなしに、その件について重要な案件とかやむを得ない事情があつてのこととは思いますが、やはり小さい字で書いてあるのが一件一件ちょっと見るのは難しいところがありますので、できれば説明をいただきたいと思うんですけども。

○議長（安永 友行君） 河村議員、今朝ほちょっとおつなぎしたんですが、先般の全協といつて私がおつなぎしたのは間違いでございましたが、3月議会で、3月補正で中身については説明をしておりますので、それに代えてという意味ですが、今言われることも分かんこともありませんので、款、項、事業名等についてのお聞きしたいことがあればもちろん質疑ですので、質疑は行いますが。

9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） せっかくでございますのであれなんですけれども、この農業水路というのがありますよね、5,060万円。これは、勝茂ヶ池のあれだと思んですけども、昨年この予算が出て、今年度はちょっと事業費が大きくなっているような気もするんですが、測量設計は済んでおると、工事発注について、稲作の影響を考慮し、8月以降予定しているということなんです、なぜ私がこのことを言うかといいますと、稲作の影響があつては大変だとは思いますが、今非常に町内の業者さんが仕事なくて、県外まで行っておられる方もいらっしゃいますし、町外に仕事場を設けておられるという現状もありまして、コロナ経済に、非常に地域の飲食店にしてもいろんなところで影響がある中で、経済が非常に衰退するということを懸念して私が言っているわけなんですけれども、その辺で、やはり町内業者さんが、地元でいろんな仕事をして、お金を落とせる仕組みも、もう事前に稲作が始まる時期というのは分かっておることですから、その辺を、このことは十分配慮してやっていただきたいということなんです。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

議員のおっしゃるとおりでございます、こちらとしても早く工事のほうを出していかなければいけないというふうを考えております。

この工事が繰越しになりましたのは、もともと国の内示のほうが遅くずれ込んでしまったということに端を発してございまして、設計業務等を行いながら工事発注ができる準備があつたのでございすけれども、やはり、どうしてもそういったこと。

それからもう一つは、勝茂ヶ池というのは特殊な部分がございます。つまりは、田んぼを通らせていただかないとなかなか工事に入れないというところがございまして、実は、今、立河内の奥部の部分については圃場整備を実施しているところでございす。そういった関係で、そこと、いってみれば工事がダブってしまうとお互いの工事がうまくまいりませんので、できましたらと、いいまいしょうか、ある程度の県の圃場整備の状況を見て、それから工事に入っていきたいというのが大きな目的でございます。

なかなか家が密集してありますもんですから、その辺から、山の中へ割り込んでいくというものなかなか難しいということがございまして、そういった事情もございすので、今後は県とも協議をしながらなるべく早く工事が発注できるように進めてまいりたいと、こういうふうと思つておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

本案は、報告を持って終了いたします。

日程第9 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第38号新町建設計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第38号新町建設計画の変更についてでございます。

新町建設計画を別紙のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

新旧対照表等も添付させていただいておりますが、これにつきましては、先般の全員協議会のほうで御報告をさせていただいておりますので、本日のところでの詳細説明につきましては割愛

をさせていただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 質疑ではありませんが、お許しをいただきたいと思います。

全員協議会で詳細説明をしたから詳細説明を省くということではありますが、それは執行部の方とか議員は確かに詳細説明を受けて質疑もしとるわけですが、傍聴に来られている方は、何のことか分からんわけですよ。議会活性化で傍聴を呼びかけながら、それはいかがなことかと思ひまして、質疑ではないので大変失礼ではありますが、一言意見を述べさせていただきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員については、意見としてお聞きしておきますが、理由はコロナ対策で冗長になるような議会ではいけないというのがまず第一で、議会運営委員会も御了解いただいたことは御存じのとおりでございます。

傍聴人の方へのお気持ちは分からんでもないですが、そのための本会議ではないような気が私はしておりますので、御理解いただいたらと思います。以上です。

ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第9、議案第38号新町建設計画の変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第10、議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第39号請負締結の締結について（吉賀町防災行政無線設備整備工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第39号請負契約の締結についてでございます。

下記工事について請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、契約の目的、吉賀町防災行政無線設備整備工事、2、契約の方法、公募型プロポーザルによる随意契約、3、契約金額、4億6,014万1,000円、うち消費税額は4,183万1,000円でございます。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から令和4年3月20日まで、5、契約の相手方、島根県松江市東朝日町102、西日本電信電話株式会社島根支店長三浦隆。

この件につきましても、全協のほうで御説明をさせていただいております。本日のところでの詳細説明につきましては割愛をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

詳細説明を行いませんが、参考資料がありますので、御覧ください。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第10、議案第39号請負契約の締結について（吉賀町防災行政無線設備整備工事）の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩をします。

午前9時55分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第11. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第40号請負契約の変更について（平成31年度相生橋補修補強工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第40号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

記、1、契約の目的、平成31年度相生橋補修補強工事。2、契約の方法、一般競争入札における文書契約当初でございます。3、契約金額、変更後5,091万3,500円、変更前3,494万2,600円。したがいまして、変更額は1,597万900円でございます。4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町朝倉870番地、有限会社宗正建設、代表取締役、宗正仁。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、本件については、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第40号請負契約の変更について、詳細説明を

させていただきます。参考資料の5ページから6ページに資料をつけておりますので御覧をいただきたいと思っております。

工事名でございますけれども、相生橋補修補強工事でございます。工事場所でございますけれども、吉賀町柿木村柿木地内、町道夜打原相生線に架かる橋でございます。工期といたしましては、令和元年10月2日から令和2年6月30日をもってのものでございます。

この大きな工事の変更のものにつきまして御説明させていただきたいと思っておりますけれども、大きく2つの内容がございます。それにつきましては、6ページに図面を、一般図をつけておりますので御覧をいただきたいと思っておりますけれども、前回のところで歩道工事が完成をいたしました。それに伴いまして、今回は車道部分にあります1メートル部分のマウンドアップされております歩道を撤去する作業、それから、車道の本体の補強と補修というものをする工事ということでございます。

今回、変更に至りました大きな要因としましては、先ほど2項目があると申しましたけれども、大きく1つ目は、床板の川の部分に断面欠損がございましたけれども、断面欠損というのはポコッと抜け落ちている状態、床板の下部、底板の部分、河川に面したところでございますけれども、下側がポコッと抜けている部分、それを補修する部分につきまして、計画以上にお金がかかってしまった。

それともう一つは、伸縮装置でございます。これは橋の両端部にございまして道路と橋をつなぐ装置でございます。橋は季節によっても、それから一日のうちにおいても、それから橋の上を車が通りますので、そのときにおいても、収縮、それから振動をいたします。そういった現象が起こっても渡るときに問題がないように、収縮しながらするわけでございますが、その装置についての変更がございました。この大きく2つの要因によるものでございます。

まず、順を追って説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の工事は、大きく歩道と補修ということがございました。歩道を撤去するに際しましては、こちらの当初の計画によりますと、橋体の部分と歩道の部分は、別々に施工されているというふうに考えました。実際、橋梁の施工をする場合には、そういった状況で別々に施工していくのが常道でございます。

しかしながら施工を進めていきますと、歩道部分が橋体と同等、つまりは同時に施工されているということが分かりました。歩道の中には、コンクリートが、もうぎっしりと詰まっている状態、そういう状態でございましたので、それを撤去するに当たりましては、はつりと言いましょるか、ブレーカー、それからピック等で叩きながら、機械と人力を併用しながら掘削をしていく、言ってみれば掘削をしていく方法しかございませんでした。

先ほど申しましたけれども、橋体自体は、かなり古い橋でございますので、クラック等、それから断面を修復しなければならないということで剥落もしておりました。その部分が、橋を、歩道

をとるために、はつりをかけたときに、余計に断面が剥落をしてしまったということが、今回の大きな変更の内容になります。

当初は、容積の単位で申しますと、0.2立米の剥落があるということで、それを断面修復していくというふうに考えておりましたけれども、歩道を取る作業を行った結果、剥落が起きましたのが、全体で1.6立米に及んだわけでございます。これは、どうしても振動等が起きますので、当初、一体となったために取るしかないということで、予想はしておりましたけれども、そういった内容で量が増えてしまったというものでございます。

ちなみに、この断面修復にかかりますお金でございますけれども、1立米当たり約260万円、これ単純に割り戻した金額でございますけれども、260万円ぐらいの、0.2立米に対しましてはかかるわけございまして、当初は0.2立米でございますから、52万円あたりの直工ベースでの計画をしておりましたけれども、1.6立米——失礼しました、1.69立米ですから、約1.7立米になりますけれども、それを補修した結果、363万円あまりということに金額が膨らんでしまったということでございます。

これは、割り戻しましても今の単価には戻りません。と言いますのは、大きさによっても、それからいろんなタイプによっても、その歩掛等が変わってまいりますので、どうしてもイコールにはなりませんけれども、目安といたしまして話をさせていただきました。そういった関係で、この部分、大きくウエートを占めているということでございます。

2つ目でございますけれども、今言いました伸縮装置でございます。この伸縮装置のタイプを変更させていただきました。変更させていただきましたのは、A2と申します左岸側、小学校側、交差点側のあります橋台の側の伸縮装置でございます。当初は、橋台部分についても損壊があると言いましょか、壊れておりましたので、それも直したいということでございまして、見ていただきますと、Aの2というふうに図面のほうを書いてあります。上の断面図がございしますが、丸の中にAの2と書かれております。この部分の橋台で、車道の線が入っておりますけれども、車が通る線がですね。そのところから見ていただきますと、橋台、橋と道路を分ける間に、細長い飛び上がったものがあるかと思えます。「パラペット」と申すんでございますけれども、日本語では胸壁とも申します。これは、道路部分の構造と、それから橋部分の構造を分けるもの、もつと言いますと、道路部分を止めている、その橋台の一部でございます。この部分に、今の欠損が、中で折れているという状況がございました。これをまず直すということ。

それから歩道を撤去いたしましたので、今の伸縮装置につきましても、歩道の形に伸縮装置ができておりますので、これが両サイドの伸縮装置を取り替えないといけません。このために取り替える作業を行ったわけでございますけれども、実は、今のA2のほうのパラペットが折れておった関係で、実は私どもが計画をしておった遊間、つまりは遊ぶ、橋のほうにひっついて動くほ

うと、道路側、パラペット側について止まっているほうと、この伸縮装置の2つが1つになって作用するわけでございますけれども、その遊間について、パラペットが折れていた関係だけが作用しているというふうに考えておりましたら、もともとの伸縮装置の取付け方が、橋側に寄った取付けになっておったということが判明をいたしました。

これについては、なぜかと言いますと、分からんのではありますけれども、一つは、施工の一番最初に、橋を造ったときに何らかの不都合があつて、橋体側に少し寄って、パラペットから少しはみ出すような形、橋側にはみ出すような形でシフトしながら施工されたんじゃないかというふうに感じまして、きちんと今回の工事でパラペットを補修いたしましたら、少し遊間が大きくなるということが分かりました。それによりまして、この遊間のタイプを違うタイプにしていくためにかかったお金が大きなものでございまして、工事ベースでは250万円かかったものでございます。そういった関係がございまして、これは増額になった金額でございまして、250万円の増額を要したというものでございます。

その他、もろもろございまして、今の歩道を撤去したことによりまして、はつりをかけました。これは、機械で、それから人力で叩くわけでございまして、表面は凸凹になってまいります。表面が凸凹になりますと、今回、歩道を取ることによって補強をかけるわけでございますが、その補強を何でやるかと申しますと、炭素繊維というものでございまして、非常に軽くて、そして鉄よりも強いと言われておるもので、その炭素繊維を張りつけるという作業がございまして、張りつけるためには、どうしてもその凸凹を修正をして、そして平らにしていかなきゃいけない。ただし、はつりをかけておりますので、どうしてもボコボコになっている。そういった関係で、計画よりも余計にモルタル、敷モルタル等がかかってしまった、そういった部分で80万円の増額がかかってしまったというふうな、そういったものもございまして。

そういったものも合わせまして、大体主な変更点で言わせていただきますと、約710万円前後の、もろもろの部分もございまして、これに全ては入っておりませんが、約710万円の直工ベースでの金額がかかってまいりました。これを今回の諸経費率で掛けてみますと、約1,390万円、1,400万円前後のお金がかかっているということでございまして、主にこういった部分の変更がかかってしまったために増額ということになってしまったというのが、大きな内容でございまして。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の課長のほうのお話で、金額的には内容的に分かりますけれども、工期が6月30日となっておりますが、これは今月中に終わるということになるんでしょうか。

時々ですね、柿木を通るのに、みんながあれまで入って行って、通行止めが分からずに、またUターンするとかいうような現象を、かなり聞いておりまして、柿木の方は分かっておるんですが、六日市の方とか分からん方がおられて、大回りをするようになったりとかそんなことがあるんで、もし長引くようでしたら、その辺のことも考えていただけたらなどは思いますが。ちょっと工期のことを聞きます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

現在のところ、ほぼ工事のほうは終わっておりまして、通行も可能な状態になっておるところでございます。ということでございますので、通常どおり、今使える状態にはなっているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 当初の、施工がどうであっても、要するに今回は直すということは、当然、設計、測量設計業者さんは入ったと思うんですね。そのときに、そういう状態が、例えば車道側を遮断するパラペット部分の亀裂であったりとか、床板に穴、凸凹とか、それで、川側に転落防止のパラペットがどうのこうのという説明でしたが、そういうことは、この設計するときに絶対分かると思うんですね。それで、今回の補正の変更額が46%、もとの金額から言ったら増額しとるわけでしょう。それで、先ほども、6月30日っていったら、きょうは10日ですから、あと二十日で工事が完了するかといったら、もう既にやっとなんていうような話なんですけども、その辺が、どうも最初の立ち上げのときから、ちょっと見落としが多いし、大体追加というのは、例えばですよ、土の底を掘ったときに、転石が出たとか何とかいう場合だったら、上から見たり、測量機械でね、鉄やったら分かるかもしれませんが、分からないから増額になったという説明だったら納得できると思うんですけどもね。目測でできることが、後になってこれだけの増額になったりするということは、当初の計画が緩かったとか甘いとかね、その辺をしないと、幾らもいろいろお金が、補助がついたりとかあったにしても、ちょっと無駄が多過ぎるような気がするんですが。その辺の、今やったことはどうのこうの言っても仕方のないこともあると思うんですが、今後そういうことがないようにしないと、国のほうもコロナ対策費がすごく要ってますからね、その辺をよく検討してほしいと思うんですが、どうなんでしょう、見直しは。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおりに、当初の見立てがどうだったのかということになりますと、変更が起こってしまっている状況がある以上、うまくいっていなかったといいたいまいしょうか、悪かつ

たとしか申し上げようがございません。

そうは言いましても、橋というものにつきましては、なかなか非常に難しいものがございます。今回の歩道の部分につきましても、大体がそういうふうに別々にやっていくものでございますので、まさか一体になっているとはというふうな、言いわけにしかありませんけども、いうことでございました。分かっている部分が、実は分かっていたということで、今後につきましては、橋でございまして形のあるものでございますので、もう少し突き詰めて、そして、齟齬のないようにしていかなければいけないというふうに私も思っておりますので、今後は、ぜひともそういう部分にも力を入れていただきまして、我々も見抜く力をやはり養っていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと勉強不足かも知れませんが、先ほどの5番議員の質問で、工事はもう既に終わっていると、ほぼ終わっているということですか。請負契約の変更につきまして、今議会で提出しているところですが、ということは、もう予算は関係なくして、工事は先に済んでいると、そのような理解でしょうか。予算を今審議しているのに、増額を審議しているのに、工事は既に終わっているということで、ちょっと素人考えで分からないところあるんですが、そこをもう少しお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

工事につきましては、変更をかけながら工事を進めているところでございます。これにつきましては、監督員権限で行うことができますので、予算がない場合は困りますけれども、そういった部分については進めることができます。今回変更が、こういった5,000万円を超えるということになります。予定価格、失礼しました、請負対象額が5,000万円を超えるものについては議会の承認をいただかなければならないということがございますので、こういった関係で、今回変更の議決をいただきたいということでお諮りをさせていただいたということでございます。

確かに、執行するときに、議会の承認がなくてしてもいいのかというふうな御意見も、これまでもございましたけれども、工事の進め方につきましては、やっぱり監督員が握っておるという関係もございまして、予算の範囲内でございますけれども、そういった部分が権限として与えられていることは御理解賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第11、議案第40号請負契約の変更に
ついて（平成31年度相生橋補修補強工事）の質疑は保留しておきます。

日程第12. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第12、議案第41号動産購入契約の締結について（令和2年度小型除雪車購入事業）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第41号動産購入契約の締結についてでございます。

下記物件について、購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

記、1、契約の目的、令和2年度小型除雪車購入事業。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。3、契約金額、1,188万円、うち消費税額は108万円でございます。4、納入期限、令和3年2月25日。3、契約の相手方、島根県益田市遠田町2680株式会社原商益田支店支店長齋藤康広。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第41号動産購入契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。参考資料でございます。7ページを御覧をいただきたいと思っております。

事業名でございますけれども、令和2年度小型除雪車購入事業でございます。購入場所は吉賀町役場でございます。納期限は令和3年2月25日でございます。

主な仕様といたしましては、小型ロータリー除雪車でございます。型式は、HTR55、1台でございます。乗車定員は1名でございます。使用燃料は軽油でございます。その他仕様につきましては、全輪駆動でございます。それから車体の屈折式でございます。それからリアワンエンジン型でございます。リボンスクリュー型オーガ、4枚羽遠心式ブロワでございます。最大積雪幅が1メートル、非常に狭い、小さい機械でございます。

入札の結果でございますけれども、下の調書を御覧をいただきたいと思っております。請負対象額でございますけれども、税抜きで1,093万2,000円でございます。入札者の氏名でございますけれども、株式会社原商益田支店でございまして、入札金額は1,080万円でございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりましたので、ここで質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 小型の除雪車、ロータリー除雪車を買おうというのは分かりますが、問題は納期限が積雪期間を過ぎた時期になっているんですが、除雪車が要るんなら、積雪が始まる前の12月頃とかいうことになるんじゃないかなと思うんですが、なぜこのようになっているのか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、除雪機械でございますので、冬季に使わなければ本当に意味がないということでございます。機械を発注いたしますときに、年度年度で発注、要するに業者側の製作時間が決まっております。そういった関係がございまして、どうしてもこの時期スタートになりますと、機械を必要な方から言えば、何台必要かということ、まず確認をして、それから機械を製造する行程に入ってという作業がございまして、どうしても幾ら早くても年内というところでかかってしまいます。つまりは、1年のうちで製造をして販売をする、で、全部を売り切ると。つまりは、今年度事業を発注いたしますと、手に入りますのは今年度、来年度からの稼働というのが、除雪機械の大体の流れでございます。そういった関係がございまして、今回のことも、なるべく納期を寄せながら、2月の25日という設定をさせていただきました。

しかしながら、今回、業者とのこの協議の中では、何とか年内のところでは納車できるのじゃないかという話も伺っているところでございまして、何とか冬本番の年を越しました1月ぐらいから稼働ができればなというふうには考えておるところでございます。どうしても業者の発注のスケジュールというものがございまして、このような形になっているということを御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 業者の発注の年度ごとの計画と言われますが、おかしいんじゃないですか。極端なことを言えば、積雪が多くある北海道とか東北のほうの業者に当たったら、まだ早くなるんじゃないんですか。そのような努力はされたのかどうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えさせていただきます。

実際に、東北のあたりとか、そういった業者を当たったのかと言われますと、それは当たっておりません。どうしても、製造する期間がございまして、恐らく東北の業者にさせても、数の、量、何て言いますか、分配のほうは多いかもしれませんが、それはこちら側に逆にバックしてくるということもなかなか難しいかなという気がしております。どうしても、やはり発注のそのスケジュールというものがございまして、なかなかそれを飛び越えてということも

できないというのを御理解賜りたいと思います。説明になっておりませんが申しわけございません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 御理解をいただきたいと言われますが、それは発注者の、基本的に頭を切り替えてないからじゃないですか。今までと、従来と同じようなことを考えてやっているから、こうなるんじゃないんですか。もうちょっと発想を変えて、ほかにもあるんじゃないかとか、どうしてもこれ必要なんだということで調べれば、いけるんじゃないですか。私は、このあたりの職員の考え方について、もう少し必要なら必要だということで、本当に町民の立場に立って、今年の冬には使えるんだと言える安心してできる除雪車購入、そういうような職員の姿勢に立ってもらいたいと思いますが、いかがですか、町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、入札で落札に至って、今日は事案を提案をさせていただきます。これにつきましては、もう既にこうした内容で報告をして、一般競争入札して落札したものでございますので、まずは遅くとも2月ということでございますが、先ほど課長答弁いたしましたように、年内で納車をいただくことも可能のようでございますので、それは今から議決をいただきましたら受注をしていただく業者のほうと十分調整をさせていただきたいと思います。

あとは仕事のやり方の話でございますが、極力、繰越事業は避けなければならない。議会のほうからも御指摘をいただいているわけですので、年度当初で予算を獲得をして、年度内に完成をすると、あるいは納車をさせていただくと、こういうことになろうかと思いますが、除雪車のことにつきましては、先ほど課長が説明したような案件も業者側のほうであるようでございますので、今後、こうした除雪車等の発注があるようでしたら、直近の冬季のところへ間に合わせていくということになれば、前年度予算で予算を獲得をして、繰越事業で、いわゆるその翌年度の冬場間に合わすと、こういったことを、やはり工夫すればできるわけでございます。

それに当たっては、繰越事業が幾らか増えることもあるかと思いますが、その点は御了解をいただかなければならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この除雪車が、除雪幅が1メートルというかなり小型の機械ですが、実際、今町道は2メートルから3メートルぐらいあるかと思いますが、この1メートルという小さい除雪車を入れるということは、何か特殊なという言い方がどうか分かりませんが、どういところを除雪する予定でおられるのか。それと、1メートルというと、ほとんどが、昔で言う赤道というぐらいの道で、ほとんどそういう道はないと思うんですが。

例えば、私の考えでは、独居老人の家とか、そういうふうなところを想定されておるのか、町道、それから歩道にしても、今国道のほうは県のほうをずっとやって歩いておりますが、実際町道には歩道がついているというところはほとんどないと思いますけど、その辺のところをどういうふうなことを想定されておるのか。

それと、この機械は町の職員が使われるのか、どこか建設業者に委託して使うのか。1,000万円ばかりのお金ですけど、町内を全部把握するということは大変難しいと思うんですが。例えば、柿木の椏谷地区を想定しておられるのか、蔵木を想定したかは、全然私には分かりませんが、その1台で1メートル幅の道ができるのか、その辺のところをちょっと教えていただけたらと思いますが。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

この小型除雪機械の使用目的でございますけれども、基本的には歩道でございます。これは、車道部を除雪をしたときに、せっかく歩道をきれいにして、子どもたちの通学であったりとか、それから歩道が使われる方が安心して歩ける形になっているのに、どうしても車道部の除雪車が歩道のほうに雪を排雪をしてしまって、せっかく空けたところが、また埋まってしまったじゃないかということが、多々要望として挙げられる、また苦情として挙げられる状況がございました。そういった状況を何とか打開したいということで、この小型除雪機械の導入を希望しているということになります。

つまりは、この除雪機械は乗用でございます、1メートルの幅しかございませんので歩道を自由に走り回ることができます。現在、町が保有しておりますのは手押し式でございます、物によっては、この機械よりも幅の広いものがございますけれども、どうしても時間的にかかってしまう。朝早くから、ずっとのけて、きれいになったなと思ったら車道部に雪が入ってしまって、せっかく空けたのに、また埋まってしまうという状況があります。そういったことを何とか打開したいということで、機動力のあるこの機械を導入させていただいて、県にも1台、実はこの同型機が入っております、この2台で併用しながら作業を進めれば、子どもたちの通学も何とかカバーできたり、それから何かあっても、また作業をきちんとして歩道を空けられるんじゃないかということで、一つは、この歩道除雪をしたいということが主なものでございます。

もう一つは、豪雪等になりましたら、どうしても路肩に雪がどんどんどんたまってまいります。これが、大きな機械だろうが、小さな機械だろうが、そんな機械の規模に応じて、もう雪を越えることができなくなってしまって、どんどんどん除雪する幅員が狭くなってまいります。そういったときに、このロータリー式でございますので、かき取って吹き飛ばすことができますので、そういった路肩をきれいにして、広く幅員をとることができます。そういったところ

にも活用できるのではないかということで、一石二鳥と言いましょか、そういったことを含めて、この導入をさせていただきたいということでございます。

場所につきましては、まだここということは決めておりませんが、2台、県の機械とありますので、県の機械と併用しながら、町道だけということではなくて、県道、国道の歩道も併せて、一気にやれるような形で計画をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） これメーカーは、いろんなメーカーがあるわけですが、まず町長に聞きますよ、これは。入札の方法ですよ、これは指名といいますか、方法はどうかされたんかなということと、これで見ると原商が1件ということですが、こういうものに対して、物をこう、ペーパーカンパニーにするわけですから、地元の業者というか会社でも入れます、できますよね。そういうところをなぜ、これ1社しかないですが、何社かおられたんかどうかということと、なぜ町内業者に声をかけなかったのかということですか。

例えばですね、町内業者が無理だなということとを特別仕様の火葬があるとかですね、そういうところが出てくると、業者もできかねるところもあるかもしれませんが、ただペーパーカンパニーって言い方は悪いですが、それだけだったら、コマツであったり川崎であったり三菱とかいろんなメーカーがありますので、それからこう入れて、売買するという契約はできると思うんですよ。そうすることによって、町内の業者さんも売上げが伸びるとかというようなことが起きるような気がするんですが、どういう方法で入札されたのか、町内は、なぜ入れなかったのか、あるいは、どうだったのか、その辺、ちょっと町長、お考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 入札といいますか、発注のことは、再三再四お話ししておりますように、まずは町内の業者様のほうへ応札をしていただけるような条件を整えたいということが第一でございます。それがかなわない場合には、幾らかエリアを広げながらということで検討しております。指名もさせていただいております。これに変更はございません。

今回の案件で申し上げますと、冒頭、議案でも申し上げましたように、契約の方法は一般競争入札でございます。したがって、町内の業者、あるいは町外の業者に限定をしたということは全くございません。すべからく、町内、町外、あるいは県外の方にも広く入札に参加がしていただけるような、応札がしていただけるような形で執行させていただきました。冒頭、私が申し上げましたように、町内の方にも門戸を広げるという意味で、こうした入札執行をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第12、議案第41号動産購入契約の締結について（令和2年度小型除雪車購入事業）の質疑は保留をしておきます。

日程第13. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第42号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第42号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町長等の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきまして、先般、全員協議会で担当課長のほうからも御説明をさせていただきました案件でございますので、本日のところでの詳細説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） このたびの町長、副町長、教育長の給料月額20%、今年7月から来年の3月までということですが、なぜ副町長、それから教育長も町長と同じ2割という削減にしたのか、聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 削減率のことです。まずは、今回こうしてコロナの感染症の関係で、大変、町内の企業様初め、住民の方もそうなんです、非常に痛みがあるということで、その痛みを我々といいますか、私自身も共有しなければならない、そんな思いで、これはほかの首長さんもコメントされておりますが、気持ちの問題ではございますけど、そうしたことで対応させていただくということに決定をさせていただきました。

先行して、メディア等で6月の期末手当を全額カット、あるいは何十%カットというような報道もされております。そうした手法もあったのかと思っておりますが、私はやはり議会のほうへ、しっかり議案を定例会で提案をさせていただいて、議決をいただいたら、その直近の7月から対応させていただきたい。

それからもう一つは、今回の感染症、一過性のものでは当然ありません。幾らか長い期間がかかるということですので、6月の賞与だけ、あるいは12月の賞与だけということでは

なくて、例月の給料も含めて、一定の期間で、これは対応しなければならないだろうということで、7月から3月、年度末までの例月と12月の賞与について削減をするということに決定をさせていただいたということでございます。

そうした中で、削減率の問題と副町長、教育長でございます。ああして、今年、年が明けて職員の不祥事等がございまして、それからもう一つは、事務の間違え等がある中で、責任をとる形で、私は30%で3カ月、それから副町長、教育長については10%で1カ月と、こうした措置をさせていただいたところでございます。

そうした形で、今回のということで、お二方にも相談をさせていただきまして、私の思いを伝える中で、副町長、教育長もそれに賛同していただいたということでございます。私の気持ちとすれば、前回と同じように、私と、それから副町長、教育長も、やはりその削減のところでは差をつけなければならないだろうということで御提案もさせていただき、相談もさせていただきました。

ただ、今回の事案は、先立って行いました不祥事に対する責任のとり方ということは、やはりこれは異質のものでございます。そこで差をつけるのはいかなものかというようなお二方からの御意見もございましたので、私もそれを参考にさせていただいて、特別職、私、副町長、教育長、3人、同じ削減率で20%ということで決定をさせていただいたということでございます。それから期間につきましても、同じように7月から3月までの9カ月間で12月の賞与も加えてということで、3人の話の中で総意として決定をさせていただいたということをお知らせしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） これは、特例な事態の要請でありますから、やむを得ない背景があると思うんですけど、もう県下でも、どこの町村も、市長さんもそういう時期ですから、これはやむを得ないと思うんです。気の毒だとは思いますが、やむを得ないと。したがって、我々議会も今、定数のことが出ましたが、定数のことは来年の話でございますので、まず私が一人でどうこうできませんが、議員もそういう姿勢を示さなくてはというふうに思っているところがございますが、これは質問ではございませんが、申し添えておきます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 前回の職員の不祥事に関しまして、町長、副町長、教育長の給与の削減が提案されたわけでありまして、私はそのときに反対をいたしました。大変気持ちは分かるんですけど、今、いろいろ町民の方の、全員がとは言いませんけど、島根県では県議会議員が6月の賞与を受け取らないという決定もしましたが、そういう話を町民の皆様にしたときに、わずかな金を切るよりは、きちっと仕事をしてほしいという声が大多数であります。私は、それ

は町長、三役は、気持ちとして給与をカットするというのは分からんことではありませんけど、もう少しそういうやり方、責任も何もないわけですから、そういうやり方ではなくて、堂々と給与は給与で受け取って、町民に説明のできる仕事をするべきだと思っております。これはいろいろ聞いた中で私が思ったことであります。

それで、この20%のカットですけど、この財源というのは、どういう目的、使用目的があるのかないのかというのをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ほかの自治体の首長、それから特別職で御案内のとおりでございます。そうした措置をとらない自治体もあるようでございます。これはそれぞれの首長さんのお考えでございますので、私はそれにあえて言及するつもりはございません。

今お聞きいたしますと、やはり仕事をしっかりやっていないというお声も確かにあるんだろうと思います。それはやはり真摯に受けとめなければなりません。決してそのこと自体が、我々三役の特別職の給与、賞与を含めて削減をするというところとは、まず関係ないというところは御理解をいただきたいと思えます。そうした次元で判断をしたことではございません。

それから、これに至るまで、恐らく議員の方も悩まれたんではないかと思えますが、もう既に吉賀町でも96%から97%、手続済みでございますが、特別定額給付金、これにつきましても、私のところに大変個人的にたくさんの御意見をいただいております。よく報道されておるその10万円を町長、受け取るかどうかと、こういう話でございます。

つくりとして、国から吉賀町に頂いた、いわゆるその財源、町民の方が、私とその特別定額給付金を請求しないことによって、その私一人の10万円が吉賀町に財源として残るんであれば、私はその手段もあったかと思えます。ところが残念ながら、そうしたことでなくて実績主義でございますから、10万円を払えば、その財源だけが吉賀町に10万円をとということになりますから、それを受け取らないことによって、その財源が吉賀町に残るということには、残念ながらもっておりません。となりますと、私はやはり今回のその特別定額給付金につきましても、国がつくった、二転三転いたしました、最終的には所得制限をかけない、一律で10万円ということになりましたから、ここはしっかりと胸を張って請求をさせていただいて、私自身の10万円ももう既に口座に入っておりますが、これを町内のほうへ、しっかり消費という形で還元をさせていただく、こうしたことでございます。

そうしたこともしながら、やはり町民の皆さん、ひとしく本当につらい思いをされている部分でございますから、これを自分自身としても共有しなければならない、分かち合わなければならないという中で判断をさせていただいたということでございます。

それから、削減の方法は自治体によって様々でございますから、金額のやっぱり多い少ないが

あろうかと思いますが、今回我々3人がとった措置によって、約460万円というお話もさせていただきました。比較はしてはいけませんけど、決して多いとは言いませんが、決して少ない金額でもないかというふうに思っております。

それから、いわゆるこれで浮いた削減効果の、3人だけで言いますと460万円、それから先般、全協で申し上げましたが、管理職、それから職員組合のほうからも合計で300万円の一般寄附という本当にありがたい対応をしていただいております。合計で760万円何がしかになりますが、これは全協のペーパーでもお話をさせていただきましたように、まだ想定はしていませんが、これから当然続きます今回のコロナによります感染拡大防止、あるいは経済支援のほうへ、財源として回させていただきたいと思っております。本来であれば、今回、その削減をする分について、財源として補正予算の中で、これを充当しますよというのが一番分かりやすいかと思うんですが、なかなかそこまで、まだ現段階で追いついておりませんし、もう一つは、国の地方創生臨時交付金の兼ね合いもございますので、そこでの比較の中で、足らずのところへ何がしかの財源として活用させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。日程第13、議案第42号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定については、質疑を保留をしておきます。

日程第14. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第43号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第43号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年吉賀町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長のほうからの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第43号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

参考資料もありまして、資料については8ページをお開きいただければと思います。こちらの資料を用いまして説明をさせていただきたいというふうに思います。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症、これに関連するということでありまして、改正形式といたしましては、条例の附則に2項を加える形式をとっております。新旧対照表の右側に、新たに3項、4項を加えるという形になってまいります。3項の上ですけれども、その見出しの部分を見ていただきますと、これが今回の条例の改正理由というところでお読み取りをいただければと思います。新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当、この手当を新設するという、こういうものでございます。

それから、作業内容が、実際にその下の第3項に書き表されておるところでございます。ここを簡潔に申し上げますと、患者の搬送、あるいは車の消毒、そうしたものが想定されるというところ、これに携わった職員に対しては手当を支給するというところでございます。

それから、この次に4項です。手当の額について規定をしております。作業に従事した日、1日につき3,000円、あるいは4,000円というふうな規定です。この第3項、第4項の追加ですけれども、これは人事院規則と同じ書きぶりというか内容というふうになっておるところでございます。

それから、第3項のところ、もう一つ説明をさせていただきますと、この文章表現からいきますと、航空機——飛行機ですけれども——航空機であったり、船舶——船です——そうした場所において従事したときというふうに読み取る、これが素直に読み取れば、そういう意味合いになりますけれども、この部分につきましては、本年の4月21日付の総務省通知におきまして、病院や宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内についても要件に該当し得るという、こういうふうな解釈をなさいということの考え方が示されましたので、この人事院規則の書きぶりのとおりで、この項を追加しているというところでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） これは新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊作業手当を新設するというところで、非常にいいことなんですけど、過去にMARSやSARSなどがはやっったときにも恐らくこういう状態になったんだと思います。そこで、これから先、未来、また同じような別のコロナウイルスが生じて、現在のような事態になったときの対処するためにも、感染症等とかいうような形で、政令に定めた指定感染症ですか——が、発生した場合とかいうような、広範に汎用できるような条例にはならないものかなというのが第1点です。

第2に、これ職員についてはこうなっておりますが、後ほどの消防団員も出とるんですが、消

消防団員の条例は、そういうふうに読めるのかどうか、ちょっと私も詳しくは分かりませんが、消防団員とか、その他の人が、一般の町民なんかがこういうのに作業に職員と一緒に従事した場合には、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の1つ目の御質問です。確かに防疫等作業手当、こうした手当について、恒久的な取扱いというか、するのはどうかということでございます。その部分については、今回、そこまでの判断には至っておりません。国のほうもあくまでも、この今はやっている新型コロナウイルス感染症に対する手当を国のほうも新設をされたということでありまして、御指摘いただいた部分については、今後の課題といつてはあれですけれども、国、あるいは県、そうしたものの状況を見ながら、また必要とあれば整備をしていく必要があるんだろうというふうに考えております。

それから2つ目です。この条例の適用の範囲ということですが、これについては、言い方としましては、会計年度任用職員以外の職員ということで見ただけであればと思います。それから、消防団員は、この対象にはなりません。そういうところで、対象を定めているというところでございます。

それから、従事するのに可能性といいますか、一般の方がという御指摘がありましたけれども、そうした方々については、我々の立場からいきますと、従事することは控えていただくというか、そうしたことをさせてはならないというふうに考えなければならないんだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 消防団員の方がこの対象にならないというのは、この条例では分かりますが、消防団員の方に関してのこういう危険手当みたいなものが、後ほどの改正条例でそれが出されているのかどうなのかということをお聞きしたかったんです、1点は。

それから、もう一つ、一般の町民をこういうのに従事させてはならないと言われましたが、必ずしも100%でなしに、それじゃちゅうんでやられる方が、吉賀町には結構おせっかいと言うちゃ何ですが、そういう方が多いので、そういう場合も想定されますが、そういう方は、そういう場合は一応ボランティアということをお願いしておるということによろしいのでしょうか、そのあたりのお考えをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の御質問の消防団員の、後ほど提案提出をさせていただきます。条例改正がございませぬけれども、その案件と今回のこの案件というのは関係がございませぬ。先

にそのことを申し上げておきたいと思います。

それから、住民の皆さんがという部分ですけども、そもそも本条例の改正につきましては、そういう部分について想定をしておるといふところではございませんので、なかなかその部分についてお答えするところが、なかなか難しいところがあるのかなというふうに思います。

この防疫作業、必要となるというようなところにつきましては、町の判断もありますけれども、基本的なつくりとしては、管内でいいますと、益田保健所が指示指導をする中で我々が動くという、こうしたつくりにもなっておりますので、そうしたところと相談しながらという格好にはなるんだろうと思いますけれども、本改正条例につきましては、そこまでの想定はいたしていないということを見ていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14の議案第43号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前11時13分休憩

.....
午前11時24分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第44号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第44号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町ふるさと応援寄附条例（平成20年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第44号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

参考資料ございます。9ページ、お開きいただければと思います。

今回の改正につきましては、条例上、規定されている対象事業、これを拡充させるという、こういう目的でございます。したがって、資料の9ページの新旧対照表を見ていただきますと、対象事業につきましては、第2条に規定されておりますけれども、その中に、第4号として、ふるさとの産業振興に関する事業、それから第5号として、その他、町長が必要と認める事業、この2号を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当者よりの詳細説明も終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） このふるさと応援寄附ですかいね、これ、今からはまだ決まっちゃおらんけど、計画立てる段階で、5年後には1億円、1億円ですよ。今300万円か400万円、相当かなり、これは力入れていくんだろうと思うんだけど、これは新しい産業云々ちゅうのがあるんだけど、今ね、宣伝するんですか、この何ぼしてもらったらどのぐらいのものが返礼品であげるかというの、決まっとるの。どうですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 少し大まかなお答えの方法になるかもしれませんが、寄附していただいた額の3割部分を返礼品としてお返しをするという、こういうことになってございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 何で聞いたかといいますとね、物が、例えば米なら米を返礼品として出しますよというようなのはないわけいね。とにかく、その寄附の30%範囲内のものと。

それでね、そのときに、物の相場がありますよね。例えば米、米が極端に相場が、市場価格が下がった、2割も3割も下がったとして、それで、そのときの計算をするわけですか。要するに、相場でその30%というのを決めるのかどうか。それを、せっかくしてもらおうほうとしては、やっぱりいいものもいいし、量が多いもんがええような気がするんだけど、その都度その都度の相場で30%を決めて返すの。言うことが分かりますか。要するに、30%の返礼品を、品物を寄附者にあげると、それが一律に、米なら米が、もうキロが3,000円だから、そのやるのか、もし相場が下がっておれば、キロが3,000円が2,500円の場合もあり得ると思うんだけど。それは米だけじゃないですよ、ほかのものがどういうふうになっとるんか。それで宣伝するんかどうかを聞いたんです。ちょっと、まあ簡単に言ってください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 寄附をしていただく方々へのその示し方なんですけれども、例えば5万円を御寄附いただければ、この商品、この商品、この商品がお選びいただけますよという、こういう提示の方法をさせていただいておるところです。その商品そのものが、状況によって相場がというような話がありましたけれども、そのことは、直接的には、そこには影響がない、ないというか影響は考慮はせずに、あくまでも先ほど申し上げたとおり、この金額の寄附金を頂ければ、これとこれとこれを、どれかをお選びいただけますよと、こういうやり方をとっておるところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ここに4号と5号が追加されておりますが、これを追加したということは、ある程度の事業の想定をされて追加されたんだと思いますので、4号のふるさと産業振興に関する事業とか、町長が必要と認める事業というのは、どういうことを想定したらいいわけでしょうか。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 全部が全部でなくてもよろしいですので、二、三、ちょっと紹介してください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほどの最初の説明の中で申し上げればよかったんだろうと思います。今回の改正のそもそものその発端といいますか、動機の最初のところなんですけれども、この新型コロナウイルス感染症対策、そこで財源をいろいろと考えていかなければならないというような、そういう状況がありました。そうした中で、このふるさと応援寄附の中で、そうしたところに考えが至った、ここが結びついて、こういうこともできるんじゃないかと。ただ、現行の条例でいきますと、なかなかそこで、例えば、新型コロナウイルス感染症対策事業というふうなところを表に出すというのは、条例のつくりから言って、あまり好ましい対応ではないというふうなところもありましたので、こうした条例改正をさせていただきたい、こういうところが今回の改正の経緯というところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そういうことになりますと、第4号のふるさとの産業振興に関する事業と、わざわざ銘打っておりますが、何となくこれは地域商社をターゲットにするんじゃないかなと思われそうですが、もうこういうものをやめて、第4号で、その他町長が必要と認める事業

ということで、一つだけ追加をすればいいんじゃないんですか。なぜ第4号が出てきたのか、そのあたりを詳しく説明願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回2号を追加して、一つは産業振興、それからもう一つは町長が必要と認める事業という、こういう2号を追加するという改正でございます。今回の改正をするというような案が出たところで、一つ見本といいますか、そうしたところで、島根県の条例も参考にさせていただいた部分があります。

実は、島根県の条例におきましては、ちょっと書きぶりは変わるんですけども、産業の振興、それから自然環境保全、それから医療福祉の充実、教育文化の振興、そして知事が別に定める事業、こういう5本立ての条文形式をとっておりまして、改正に当たって県も参考にさせていただきつつ、今回の内容での改正をお諮りをさせていただいているということでもあります。

加えて、参考までに申し上げますと、島根県におきましては、先ほど申し上げた5つの、島根県の条例上は、その5つの書きぶりになっていますけれども、実際にホームページとか見ていただいたら分かるんですけども、個別のより具体的な表現がホームページ上では出ていまして、その中に新型コロナウイルス感染症対策に関する事業、そうしたことも、その寄附の充当先として指定できるような、こういう運用を行っておられます。こうしたことを参考にしつつ、今回の条例改正の内容というところに至ったというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 補足をさせていただきたいと思いますが。事の発端は、先ほど総務課長申し上げましたように、実は私のところにも、町外、県外の、いわゆる町内御出身の方から、今回のやはりそのコロナの感染症拡大のことを非常に気遣っていただいて、何がしかのお手伝いをしたいというような声が届いております。お手紙を頂戴したこともございますけど。

そうした中で、そうした財源として使えるようなものをということで、一つはふるさと納税という形でということ、まず考えました。それから、ふるさと産業振興ということでございます。地域商社というフレーズもありましたが、決してそこを想定をしてということではございません。今ある三本柱というのは、一つは、子どもとおとしよりを、いわゆる育てる、取り巻く環境をよくする、それから二つ目は、資源と環境、もう一つは文化なんですね。その柱にやっぱり足りないのは産業振興ではないかということで、先ほど言いましたコロナの感染拡大防止の関係でお手伝いをしたいというようなお声もあるということを受けて、ただこれは、先ほどもちょっと説明がありましたけど、その言葉だけをということは、後々のやはりその条例の運用ということから厳しいかなということで、それも含めたその他町長が認める事業ということで、包含的

な形で第5号を設けたということでございます。

ですから、これが条例を可決していただいた後のお話をさせていただきますと、せっかくああした声もあるわけでございますから、この5号のその他町長が必要と認める事業ということになぞらえて、現下の新型コロナウイルスの感染症対策、経済支援対策にも財源として有効に活用させていただきますというような形でホームページとか広報等でアナウンスをさせていただき、そうした手法をとっていきたいなということでございます。

ですから、オールマイティで使えるような形ということで、第5号を設けたということをつけ加えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第44号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第16. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町固定資産評価審査委員会条例（平成17年吉賀町条例第65号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、条例の中で引用しております法律が改正されたもの、これに合わせて条例を改正するということでございます。

参考資料もありまして、資料は10ページであります。この資料で説明を申し上げたいと思えます。

第6条の改正でありまして、まず引用しておる法律の題名が変わったというところです。そこ

の改正。それから、その引用しております法律の中で、条が追加されて条番号がずれたというところで、この委員会条例についても、それに合わせて条番号を改正をするという内容となっております。

したがって、内容そのものの変更というよりも、法律改正に合わせた形式的な整備というところで見ていただければというふうに思います。

以上で、議案第45号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第17. 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第46号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第46号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町税条例（平成17年吉賀町条例第66号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、吉賀町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、吉賀町税条例の一部を改正する条例案でございます。議案及び参考資料でございますので、そちらを御覧くださいませ。

第1条につきましては、地方税法改正に合わせて、わがまち特例の特例率の規定をしたものでありまして、中小企業が先端設備を導入した場合に固定資産税の償却資産の課税標準額を軽減する特例がございましたが、これまで先端設備だけが対象であったものを、事業家屋と構築物が追加されたものであります。

課税標準の特例率につきましては、先端設備と同様でゼロとしております。

それから、第1条の後段から第2条にかけましては、新型コロナウイルス感染症等にかかわります徴収猶予の特例、寄附金税額控除の特例、それから住宅借入金等特別税額控除について、附則第24、25、26条を追加しまして、条例に委任している事項の細目を定めたものとなります。

以上で説明を終わります。審議をよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 質問ではないんですが、参考資料で、改正後と改正前というのが、従来とは逆になっておるんですよ。できれば様式は統一していただければ、私らもあんまり狂わなくて済むと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 資料調整につきましては、議員おっしゃられるとおり、この新旧対照表のこの並びについては、左が現行、そして右が改正後というふうな形で、以後、統一させていただきたいというふうに思います。大変失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第17、議案第46号吉賀町税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第18、議案第47号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

改正内容につきましては、先般の全員協議会のほうで御説明をさせていただいておりますので、詳細につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 全員協議会の資料の31ページのほうからお聞きをいたします。令和2年度税率改正案というので示されております。ここで応益割の部分が、また上げられるということで、随分前までは、応能と応益の割合を50%ずつというような指標をもとに考えられていたというふうにも思いますが、応益割をまだこうやって増やしていこうという考えが、町として持っているのか、その点について聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

応能、応益割につきましては、基本的に被保険者、全ての方々に一定程度の均等な御負担をいただくというような考え方から、均衡が求められているというふうに考えております。

ただ、そういった部分につきましては、国からの交付金等々の算定の基準にも用いられておったところがございますが、近年、その部分がなくなったといったところがございます。昨年度、答弁をさせていただいたところがございますけれども、基本的に状況的には、今被保険者数については減少に転じておりまして、いわゆる現役世代の方々の加入も減ってきているというような状況について報告をさせていただきました。その中で、応能割の部分については、なかなか安定的に確保していくところが難しいというようなところから、やむを得ず応益部分につきましても、ある程度これまでのところから引き上げていかざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

実際、このような考え方に基づきまして、昨年度のところでは、県の標準保険料率の設定についても応益部分を引き上げていっていったというようなところの経緯もございましたので、町といたしましては、将来的には県の標準保険料率に持っていくというようなところがありますので、応益部分につきましては、それに合わせて引き上げていかざるを得ないのではないかというふうに現段階では考えておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第19、議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第48号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第48号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町国民健康保険条例（平成17年吉賀町条例第124号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきましても、先般の全員協議会で御報告をさせていただいております。本日のこの場での詳細説明は省略させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、ここで質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この傷病手当についてですけれども、これはあくまでも被用者であると、対象がいうふうには聞いておりますが、事業主とか労務に従事する家族というのを対象にしている、そういうものを提案している自治体もあるわけですけれども、吉賀町として、そういう事業主等を対象にしないというふうにしている理由についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

本制度につきましても、財源につきまして、国が10分の10を担保して実施をしていく事業でございます。そういったところから、本事業といたしましては、給与の支払いを受けている方が対象ということになってまいりまして、そういったところから、事業主の方が、いわゆる給与収入という形での収入でなければ、制度には該当してこれないというふうに思っております。

ただ、御家族の方につきましては、給与という形で受け取られておられれば、御家族の方については対象というようなどころになってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

何ゆえ、事業所得の部分を対象にしないのかというようなどころにつきましては、現行、国の示しております制度に基づいて、町といたしましても実施をしていこうという考えで行っておりますので、現在、対象のほうには含めていないということにしております。

実際、こういった事業主の方々の部分につきましては、あわせて提案させていただきます保険税の減免等々のほうで対応させていただきたいというふうに考えておるところでございますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第48号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時56分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

日程第20、議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第49号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第49号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町後期高齢者医療に関する条例（平成19年吉賀町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきましても、先般の全協で御報告をさせていただいております。本日のところでの詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、ここで質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 全員協議会説明資料の33ページのほうで支給要件のところのことでお聞きをいたします。

これで労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間というふうに要件としてありますけども、例えば土日が休みの職場で、金曜日に医療機関に受診し、そこでもう休めというふうに言われたとき、その次の週の何曜日から起算をされることになるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

今回の傷病手当の給付につきましては、いわゆる被用者、一般的に言いますと社会保険の制度等を基にそういったものを国保あるいは後期医療等に該当させてできてきたものだという理解をしております。そういったところで社会保険におけるそういった傷病手当の運用につきましては、基本的にそういった土曜・日曜日、祝日等の休日も含めてのカウントということになると理解をしておりますので、ただいま御指摘があった部分については翌週の月曜日から3日目に該当するというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第20、議案第49号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第50号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第50号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

本件につきましても、先般の全協のほうで御説明をさせていただいております。本席での詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第21、議案第50号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第22. 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第51号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第51号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、私のほうから議案第51号の詳細説明をさせていただきます。

放課後児童クラブの関連の事業の設備及び運営に関する基準を改める条例でございますけれども、放課後児童クラブにつきましては、国が定めております本事業の設備及び運営に関する基準の政省令に基づきまして、それぞれ自治体のほうで条例を定めて運営をすることとなっております。

放課後児童クラブの指導員につきましては、都道府県または政令指定都市の実施をします研修に参加をし、その資格を満たすということが規定として定められております。その資格を取得する期間のところ、猶予期間が平成32年3月31日までとなっておりますけれども、この部分の基準が経過措置の部分で緩和をされまして、この期限が令和4年度末、いわゆる令和5年の3月31日までに緩和されましたので、これに合わせまして、当条例のほうの該当部分を令和5年3月31日に改正をさせていただきたいという内容でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第22、議案第51号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第23、議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第52号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第52号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第51号の詳細説明をさせていただきます。

定例会参考資料の26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の一部改正につきましても、先ほど放課後児童クラブと同様でございますが、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める省令改正が行われましたので、それに伴う基準の改正をさせていただくものでございます。

家庭的保育事業という、いわゆる5人以下で3歳未満のお子さんをいわゆる御自宅等々で保育士等の資格を持つ方々が預かる事業でございますが、当町には該当するものはございませんけれども、基準を改正させていただくものでございます。

こちらの内容につきましては、まず、こういった家庭的保育事業を行う事業者については、万が一受入れ等々が不可能になった場合の連携施設の確保、これを確保しておくことが必要であるというもので、その部分の基準を規定をしておりましたけれども、その部分につきまして、そういった事態に対しまして受入れ先の確保が優先的に取り扱う措置、あるいはそういった引き続き必要な教育または保育等々が継続的に提供できるような必要な措置が取られておる場合については、こちらの連携施設の確保は必要ないというような、規定の一部が緩和されたということをもちまして改正をさせていただいているものでございます。

併せまして、もう一つ、こちらも当町には該当はございませんけれども、居宅訪問型保育事業というものがございます。これは具体的に言いますと、家庭で保育をされておられる母子家庭等いわゆる独り親の方々が夜間のお仕事等でどうしても夜間保育に欠ける状態にあった場合に、御自宅のほうへお邪魔をして保育をさせていただく事業でございます。こちらの要件につきまして、従来はそういった夜間の深夜の勤務に従事するという要件でございましたけれども、この部分についていわゆる病気等々の部分についても利用できるというような規定となりましたので、その部分を追加をさせていただく改正内容となっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第23、議案第52号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第24、議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第53号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第53号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町消防団員等公務災害補償条例（平成17年吉賀町条例第189号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第53号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

参考資料につきましては、28ページから32ページのところに新旧対照表をつけておりますので、同時に御覧くださいませ。

今回の条例改正につきまして、主な改正の内容ですけれども、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、この政令が改正されたことによるものということであります。

内容については、損害補償に係る補償基礎額の引上げ、それから法定利率の表現が条例上出てまいります。ここが政令で改められましたので、それに合わせて条例のほうも改正をするというものでございます。

まず1つ目の、補償基礎額の引上げというところ。参考資料でいいますと、まず28ページを見ていただきまして、中段から下のところになります。第5条第2項第2号のところに8,800円、これが現行ですけれども、これが右側のところでは8,900円に引き上げられるというところがあります。

それから、資料ちょっと進んでいただきまして、31ページです。31ページの一番下のところに別表で補償基礎額が定められております。これについて引上げがなされた部分があるということです。引上げがあったところにはアンダーラインを付しておりますので、左側の現行から右側の改正後というところが変わるということです。この表につきましては、次の32ページ、上のところ、この部分も引上げがなされておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それから、もう一つの政令改正の内容ですけれども、法定利率が改められたということがございます。これにつきましては、改正前の表現といたしまして、100分の5という表現が出てまいります。場所で申し上げますと、まず29ページ、また戻っていただきまして29ページの第3条の4第5項第2号ですけれども、100分の5という表現が事故発生日における法定利率というふうな表現に改められるというものでございます。

同様の表現をしてある箇所が次の30ページ、これは第6項に係るところですけれども、ちょうど中段のちょっと上のところです、100分の5という表現があるかと思えます。これが同じように事故発生日における法定利率というふうに変更されるというところです。

さらに、31ページに見ていただきますと、第4条第7項第2号です。31ページの上のところ、100分の5というこういう規定がありますけれども、これを事故発生日における法定利率というふうに変更するところ、それから下がっていただきまして、今度第8項になりますけれども、ここにも同様の箇所がございますので、同様に改めるという改正でございます。

先ほど申し上げたとおり、この非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、この改正に合わせて本条例を改正するというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。日程第24、議案第53号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第25. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第25、議案第54号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第54号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億133万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、376万1,000円に332万2,000円を追加し、708万3,000円。

款6県支出金、項1県負担金補助金、6億6,784万1,000円に86万9,000円を追

加いたしまして6億6,871万円。

款8繰入金、項1他会計繰入金、1億1,498万8,000円から151万2,000円を減額いたしまして、1億1,347万6,000円。

款10諸収入、項2雑入、10万5,000円に64万1,000円を追加し、74万6,000円でございます。

これに伴います歳入合計、8億9,801万3,000円に332万円を追加いたしまして、9億133万3,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、1億632万4,000円に181万円を追加いたしまして、1億813万4,000円。

款2保険給付費、項6傷病諸費、予算額ゼロに対しまして86万9,000円を追加し、同額でございます。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、50万5,000円に64万1,000円を追加し、114万6,000円でございます。

これに伴います歳出合計8億9,801万3,000円、これに332万円を追加いたしまして、9億133万3,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、課長のほうからの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第54号の令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出からでございます。

総務費、総務管理費の一般管理費の人件費でございます。146万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、4月の人事異動によりまして担当が変更したことにより人件費の減額分を計上させていただいております。

それから、続きまして委託料でございます。332万2,000円でございます。システム改修委託料でございます。こちらにつきましては、令和3年度から始まります、いわゆるマイナンバーカードを利用した、マイナンバーカードが保険証となりまして医療機関の受診ができるという制度が令和3年度からスタートいたします。それに伴いまして、必要なシステム改修等々を実施していくということでこちらの金額を計上させていただいております。

続きまして、中段の保険給付費、傷病諸費の傷病手当金でございます。先ほどの国保条例の改

正のところの説明をさせていただきました新型コロナの関係の任意給付となります傷病手当、こちらのほうの条例改正を提案させていただいていますので、関連する予算86万9,000円を上げさせていただいております。積算といたしましては、10人分の2週間に基本的な日額の金額を掛けたものということで、その金額86万9,000円を今回予算を上程させていただいております。

それから、一番下の諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金でございます。64万1,000円、こちらにつきましては、平成31年2月分の診療費を国保連合会からの請求に基づいての支払いをさせていただきました。その後診療報酬の審査が確定をし、2月分について審査の確定の結果、差額が64万1,000円返還がございましたので、こちらにつきましては県のほうから全額交付金という形で参っておりますので、県のほうに返還をする必要が出てまいりますので、こちらのほうを予算化をさせていただいたものでございます。

5ページに移っていただきたいと思えます。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金の特別調整交付金332万2,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出のところマイナンバーカードの令和3年度からのシステム改修分ということで国の制度改正でございますので、特別調整交付金という形で国のほうから10分の10の改修費用の交付が見込めるとということで、こちらの同額を計上させていただいております。

その下の県支出金、県負担金・補助金の保険給付費交付金、こちら先ほどの傷病手当の関係、財源につきましては、県を通じまして国のほうから入ってまいりますので、県からの特別調整交付金ということで同額を計上させていただいております。

それから、繰入金、他会計繰入金的一般会計繰入金につきましては、先ほど人事異動に伴う職員給与の減額分繰入れ部分を151万2,000円を減額させていただいております。

最後の、諸収入の雑入のところにつきましては、国保連合会から返還されてくる部分の64万1,000円を計上させていただいております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第25、議案第54号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第26. 議案第55号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第26、議案第55号吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第55号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,258万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料1億7,824万円から738万7,000円を減額いたしまして、1億7,085万3,000円。款7繰入金、項1他会計繰入金2億1,542万7,000円に635万6,000円を追加いたしまして、2億2,178万3,000円。

これに伴います歳入合計は、11億6,361万5,000円から103万1,000円を減額し、11億6,258万4,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費4,946万9,000円から103万1,000円を減額いたしまして、4,843万8,000円。

これに伴う歳出合計が、11億6,361万5,000円から103万1,000円を減額し、11億6,258万4,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第55号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出からでございます。

こちらにつきましては、先ほど国保会計と同様に人件費の減額でございます。4月人事異動によりまして、その減額となります給料、職員手当等を合計で103万1,000円減額をさせて

いただいております。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者介護保険料で738万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、先般の全員協議会で御説明をさせていただきまして、本日、条例改正を提案させていただいておりますが、介護保険料の低所得者に対する減額改定をしておりますので、それによりまして発生してきます介護保険料の部分を738万7,000円、保険料を減額をさせていただくものでございます。

続きまして、繰入金、他会計繰入金の一般会計からの繰入金でございます。先ほど歳出で説明をさせていただきました職員給与費の繰入れ分、減額分をこちらと同額の103万1,000円を減額させていただいております。

そして、先ほど保険料の減額部分につきましては、一般会計のほうから国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1部分につきましては、一般会計から繰入れをさせていただくこととなりますので、同額を負担金ということで738万7,000円増額をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑がないようですので、日程第26、議案第55号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

日程第27、議案第56号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第27、議案第56号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第56号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,424万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,296万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。令和2年6月10日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、1ページの第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、6,299万9,000円に75万円を追加し、6,374万9,000円。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、4億498万8,000円から164万1,000円を減額し、4億334万7,000円。2国庫補助金、8億6,766万8,000円に9,445万2,000円を追加し、9億6,212万円。

款15県支出金、項1県負担金、2億993万3,000円に184万6,000円を追加し、2億1,177万9,000円。2県補助金、2億6,197万3,000円に1,261万9,000円を追加し、2億7,459万2,000円。

款18繰入金、項2基金繰入金、6億8,901万円に451万5,000円を追加し、6億9,352万5,000円。

款20諸収入、項5雑入、2,287万9,000円に50万円を追加し、2,337万9,000円。

款21町債、項1町債、8億8,728万4,000円に120万円を追加し、8億8,848万4,000円でございます。

これに伴う歳入合計、75億9,872万1,000円に1億1,424万1,000円を追加いたしまして、77億1,296万2,000円でございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、14億9,122万7,000円から137万2,000円を減額し、14億8,985万5,000円。2徴税費、6,741万7,000円から1,449万8,000円を減額し、5,291万9,000円。

款3民生費、項1社会福祉費、10億9,068万7,000円に2,944万円を追加し、11億2,012万7,000円。2児童福祉費、6億4,889万4,000円に359万8,000円を追加し、6億5,249万2,000円。3生活保護費、8,925万4,000円に346万2,000円を追加し、9,271万6,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、3億7,090万8,000円から359万5,000円を減額、3億6,731万3,000円。

款6農林水産業費、項1農業費、4億1,341万3,000円に760万8,000円を追加し、4億2,102万1,000円。2林業費、1億932万4,000円に233万4,000円

を追加し、1億1,165万8,000円。

款7商工費、項1商工費、1億7,593万6,000円に1,938万2,000円を追加し、1億9,531万8,000円。

款8土木費、項1土木管理費、2億2,213万1,000円から304万4,000円を減額し、2億1,908万7,000円。2道路橋梁費、3億2,909万9,000円に112万6,000円を追加し、3億3,022万5,000円。

款9消防費、項1消防費、5億5,396万8,000円に272万1,000円を追加し、5億5,668万9,000円。

款10教育費、項1教育総務費、2億7,131万2,000円に6,519万6,000円を追加し、3億3,650万8,000円。2小学校費、7,275万2,000円に164万7,000円を追加し、7,439万9,000円。4社会教育費、1億2,225万5,000円から109万6,000円を減額し、1億2,115万9,000円。5保健体育費、5,203万9,000円に133万2,000円を追加し、5,337万1,000円でございます。

これに伴います歳出合計が、75億9,872万1,000円に1億1,424万1,000円を追加いたしまして、77億1,296万2,000円となるものでございます。

第5表の地方債補正、3ページを御覧ください。

起債の目的1、合併特例事業債、補正前の限度額、6,880万円、補正後、7,000万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前後、変更ございません。内容につきましては、お読み取りをいただきたいと思います。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第56号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

まず、予算書につきましては、後ろになりますけれども、20ページをお開きいただければと思います。

ここから最後のページまで給与費明細書でございます。主だったところについて説明をさせていただきます。

まず、20ページの上のところです。1、特別職の表を見ていただければと思います。その表の中の一番下ですけれども、比較の欄があるかと思えます。まず、ここの欄の数字が入っているところ、職員数で6というところがあるかと思えます。それからその右側ですけれども、報酬

として13万3,000円の予算、これにつきましては、後ほど歳出のところで説明をいたしますけれども、今年度、報酬審議会を開催するというふうに考えておりました、その部分の予算計上でございます。さらにその比較の欄、右側に行っていただきまして、給料が341万9,000円の減、それから期末手当が72万円の減、この合計が400万6,000円の減。さらにその右側の共済費が49万4,000円の減というところがあるかと思えます。これにつきましては、さきに上程いたしました特別職の給与の削減の部分、そこが反映されているというところで見いただければと思います。

それから、資料20ページの中段から下です。2、一般職というところで（1）総括の表を御覧ください。比較の欄を見ていただきますと、まず数字が出てくるのが報酬113万6,000円が出てくるかと思えます。これについては、また後ほど歳出のところで説明いたしますが、放課後児童クラブの支援員の報酬というものでございます。それから給料、職員手当にまた数字が出ているかと思えます。これらにつきましては、さらにその下に職員手当の内訳等も記載をしておりますけれども、主だったところでいきますと4月1日の人事異動に伴う数字の調整というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

次の21ページに上段が会計年度任用職員以外の職員、それから下段にイとして会計年度任用職員ということでそれぞれ比較のところに数字が入っているところ、それについては先ほど申し上げたところと数字が合ってくるというところで見いただければというふうに思います。

さらにまたおめぐりいただきまして、22ページの上段です。先ほど申し上げた給料と職員手当、それぞれ比較の欄に数字がありましたけれども、それぞれのその数字の増減事由について記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それでは、歳出から説明させていただきます。ページは戻っていただきまして9ページからでございます。

予算書9ページでございまして、総務費、総務管理費、1、一般管理費です。右側のところを見ていただきますと、まず、002、一般事務事業費というところで、先ほど給与費明細書のところで申し上げた特別職報酬等審議会委員、それから、その委員の費用弁償というところでの予算計上がここがございます。

それから、次のその下ですけれども、004、職員研修事業費、業務運営関係委託料53万6,000円の予算計上でございます。内容につきましては、今、予定しておりますのは、人事考課研修、それから、課長補佐研修というものを想定しております。人事考課研修につきましては、今年度から会計年度任用職員制度に切りかわって、その人事考課の対象として、任用職員の方々も対象となるというところがございます。その方々も含めて、この人事考課についての研修を行うというような考え方をしているというところがございます。

なお、この部分につきましては、歳入のところでもた申し上げますが、県の市町村振興協会のメニューにあるんですけども、市町村の研修費用を協会のほうで持っていただけるというようなメニューもございますので、そちらのほうで対応するというところで考えております。後ほど説明させていただきます。

それでは、その同じページ、下がっていただきまして、8、電算管理費です。

007、番号法関連システム運営管理費98万2,000円です。番号カード関連事務交付金98万2,000円の予算計上でございますけれども、この部分につきましては、当初予算として49万8,000円の予算計上は既にしておったところです。そうしてございましたけれども、新年度に入ってからということになりますけれども、国から詳細な仕様であったり、システムに関連する経費の詳細が明らかになったというところで、額の不足が生じた部分、98万2,000円を今回予算計上させていただいたというところでございます。

なお、この部分については、国の補助がいただけるという、こういう内容になっています。

それでは、予算書をめくっていただきまして、10ページです。

上の12、まちづくり対策費、007、電源立地地域対策事業費です。

これについては予算の組みかえをお願いしたいというものでございます。内容といたしましては、柿木小学校のプールにサイドマットを敷設するというところで、当初予算の段階におきましては工事請負費で予算を組まさせていただいておりました。その後、この事業を進めるに当たって、内容的におよそ備品購入というふうはこちらの色合いが強まってきたというか、そうしたことから、同額を組みかえさせていただいて事業を進めたいという、こういうことでございます。

それから、予算書をまためくっていただきまして、11ページに入ります。

民生費、社会福祉費、1、社会福祉総務費、ちょっと中段から上になりますけれども、007、福祉センター管理費、指定管理料1万円の予算計上。

さらにその下です。3、高齢者福祉施設費、002、老人福祉センター管理費、さらにその下です。003、特別養護老人ホーム管理費、この3つにつきましては指定管理料の予算計上でございます。内容につきましては、6月3日の全員協議会で御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症の影響によるものというところで見ただけならばというふうに思います。

その下、11ページの下につきましては、特別会計にかかるもので、先ほどの議案第54号、それから、第55号で説明した内容というところでございます。

おめくりいただきまして、12ページに移ります。

民生費、児童福祉費、1、児童福祉総務費、011、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業費でございます。国庫支出金還付金とありますとおり、令和元年度の実績に伴うものというところで見ただけならばと思います。

それから、その下です。2、保育所費、007、子ども・子育て支援事業費です。95万5,000円の予算計上でありまして、内容といたしましては、これはコロナ対策ということで各保育所を対象とするものでございます。

なお、消耗品費の12万5,000円、庁用器具費の12万5,000円、これについては木部谷保育所、それから、法人保育所備品購入費補助金、これについては70万5,000円に予算計上ですけれども、保育所といたしましては、六日市、七光、かきのき保育所が対象となってくるというものでございます。

それから、その下です。3、放課後児童対策費、002、放課後児童対策事業費でございます。総額では165万5,000円の予算計上、その下で、会計年度任用職員113万6,000円の予算計上です。これについては、先ほどの給与費明細書で御説明した部分ということになりますけれども、学校の臨時休校等により、放課後児童クラブでの支援員の雇用、そうしたところが必要となってきた部分というところで見ただけであればというふうに思います。

それから、1つ飛ばして、業務運営関係委託料48万9,000円の予算計上があるかと思っております。これにつきましては、これもコロナの関係でございまして、六日市保育所、それから、七光保育所、さらに、シルバー人材センターに対して、保育所の特別開所に係る支援をいただいておりますというところでの予算計上でございます。

その下です。4、母子父子福祉費です。002、母子父子福祉総務費、これも国庫支出金還付金というふうにありますとおり、令和元年度の実績に伴うところでの予算計上というところでございます。

さらに、その下です。民生費、生活保護費、1、生活保護総務費、002、生活保護総務費、システム改修委託料46万2,000円の予算計上。これについては、文字どおり、生活保護システムの改修にかかる部分でございます。

さらに、その下、003、生活困窮者自立支援事業費、業務運営関係委託料ということで300万円の予算計上です。これについては、コロナウイルスの関連でございまして、文字どおり、生活困窮者の自立支援のための事業ということでございまして、社会福祉協議会さんのほうに事業委託をするという予定としておる部分でございます。

それでは、おめくりいただきまして、今度は13ページに移ります。

13ページの下ですけれども、農林水産業費、農業費、3、農業振興費です。002、農業振興総務費ということで、さらにページを進んでいただきまして、14ページに移ります。農業振興総務費の、まず、業務運営関係委託料40万円の予算計上です。内容につきましては、地域おこし協力隊のコーディネートについて事業委託をしているところがございまして、それにつきまして、いわゆる会計年度任用職員への期末手当が支給できるという取り扱いがありますので、その

部分をさらに増額をさせていただくという、こういうことでございます。

この考え方は、その下の003、有機農業振興費の業務運営関係委託料、同じ40万円の予算計上ですけれども、これも同じ考え方で予算計上をさせていただいているというもので見ていただければと思います。

それから、飛ばしましたが、中核的経営体発展支援事業費補助金250万円の予算計上がしてございます。この部分につきましては資料がありまして、参考資料は33ページです。参考資料の33ページに、吉賀町中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業費補助金ということで、事業概要、事業実施主体、それから、補助率について記載をさせていただいております。予算書に戻っていただきますと250万円の予算計上ですけれども、事業費総額として500万円というところを見込みましての予算を計上というところでございます。

さらに予算書のほうに戻っていただいて、003、有機農業振興費の有機JAS認証拡大支援事業費補助金30万円の予算計上、これについても資料がございます。資料は次の34ページです。資料34ページに吉賀町有機JAS認証拡大支援事業費補助金の事業概要、それから、事業の内容等について記載をさせていただいております。参考資料34ページの一番下の4番、その他を見ていただきますと、6月議会での歳出補正予算計上は、有機JAS認証取得支援10万円と有機農産物生産拡大支援20万円の計30万円ですというふうに説明させていただいておりますので、その金額が予算書のほうに載っているというところで見いただければというふうに思います。

それから、予算書のほうに戻っていただきまして、007、新規就農者育成確保事業費です。369万8,000円の予算計上、これについても資料がありまして、35ページから37ページまでのところが関係資料ということであります。35ページの吉賀町新規就農者整備支援事業費補助金の事業概要、事業内容等について、中身について記載をさせていただいております。それで、参考資料37ページの一番下の2行を見ていただきますと、6月議会での歳出補正予算計上は、①自営就農開始支援事業252万9,000円と、④半農半X開始支援事業費116万9,000円の計369万8,000円の予算計上ということで、予算書にその金額を計上させていただいておりますというところで見いただければと思います。

予算書のほうに戻っていただきまして、14ページの中ほどです、4、農業振興施設費です。003、農業振興施設管理費12万7,000円。これについては指定管理料ということで、地域食材供給施設、道の駅かきのきむらのことございまして、新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の増額ということでございます。

それでは、予算書進んでいただきまして、今度は15ページに入ります。

15ページの上からいきます。

商工費、商工費、1、商工振興費、002、商工振興総務費です。ここに2つのメニューが記載をさせていただいていますけれども、まず、商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金、資料につきましては、参考資料38ページにその内容について記載をさせていただいておるところでございます。さらに、商業等感染症対応負担軽減事業費補助金、資料は39ページです。先ほど申し上げた事業が予算額は800万円、今申し上げた金額については100万円ということで、資料の38ページと39ページのそれぞれ一番下のところに町の予算額という表現で今回の補正予算の額について記載をしておりますので、御確認をいただければというように思います。

それでは、予算書はさらに進んでいただきまして、中ほどの土木費、道路橋梁費、2、道路橋梁新設改良費です。この部分の右側ですけども、004、道路新設改良補助事業費、設計委託料として150万円の予算計上があるかと思えます。この内容について説明をさせていただきますと、これについては、唐人屋トンネルの補修工事に係るものでございます。それで、内容ですけども、電気設備にかかる部分の設計について、島根県の建設技術センターにその設計の委託をしたいというところでの予算計上でございます。

それから、下に進んで、予算書16ページの下です。消防費、消防費、4、防災費、002、防災総務費70万円の予算計上がしてございます。消耗品費ですけども、内容的には避難所で用いる物品といいますか、消耗品といいますか、そうしたものを購入させていただきたいというところでの予算計上です。今のところ予定しておるのは、小さいものから大きいものまでありますけれども、その中の1つの種類としては防災テントも入っているというところでございます。

それでは、次のページに進んで17ページです。

教育費、教育総務費、2、事務局費、003、事務局施設費、修繕料として20万7,000円の予算計上があるかと思えます。内容です。これについては、六日市、柿木、両基幹集落センターにおきまして、消防設備の点検をしていただきますけれども、そこで不備が指摘された部分があります。それに対応するというところで、具体的な部分でいいますと、誘導灯のバッテリーの取りかえとかを、指摘されたところですので、それについて対応をさせていただきたいというものでございます。

それから、その下です。004、事務局施設整備事業費、使用料として505万7,000円の減額がまずあるかとおもいます。この部分につきましては、小中学校のICT環境整備事業、これについては3日の全員協議会で説明をさせていた部分もありますけれども、この予算書でいう使用料の減額ですが、当初予算でまずは機器のリースというところで準備をさせていただいたところですが、先日の3日の説明にもありましたとおり、国のいろいろな考え方がいいますか、方針といえますか、そうしたものがさらに追加というか、そうした部分が出てまい

りましたので、それに合わせるために、使用料、つまりリース料ではなくて、その下の庁用器具費、リースから購入に切りかえさせていただきたいという、そういう考え方でこの減額をさせてもらったというところです。その上で、庁用器具費として7,114万1,000円の予算計上です。これについては、今申しあげた小中学校のICT環境整備事業、これに係るパソコン機器等の購入費用というところで見ただけであればというふうに思います。

それでは、さらに進んでいただきまして、18ページに移ります。

教育費、小学校費、1、小学校管理費です。まず、004、小学校施設管理費、修繕料38万2,000円の予算計上です。内容といたしましては、朝倉小学校の職員玄関のひさし、ここが補修が必要な部分が出てまいりましたので、それに対応するものでございます。

それから、さらにその下です。005、小学校施設整備事業費、改修工事費として126万5,000円です。これについては、新型コロナウイルス感染症の関係でございまして、六日市小学校の音楽室に空調設備を設置しようということでありまして、学校現場におきましては、児童生徒の分散配置、そうしたことも必要となっておりますので、各室に空調設備を設置する、その流れの中のことであります。六日市小学校の音楽室への空調設備の設置工事ということですよ。

それから、予算書18ページの中段から下です。

教育費、社会教育費、1、社会教育総務費です。007、ふるさと人づくり推進事業費、総額で90万4,000円の予算計上がしてございます。これにつきましては、島根県において今年度新たに創設された事業でございまして、それに吉賀町としても申請といたしますか、その事業を使っていくということでありまして、ふるさと活動モデルづくり事業というふうな事業名がついておりますけれども、社会教育関連での事業を進めるために、この事業を行っていききたいという、こういう考え方でございます。

それでは、さらにめくっていただきまして、19ページに移ります。

教育費、保健体育費、1、保健体育総務費、003、保健体育施設費、まず修繕料の46万9,000円の予算計上です。内容については、大野原グラウンドゴルフ場内にあります、あの中に池があると思います。さらに、その池にウッドデッキが設置されておるわけなんですけれども、これが今、老朽化が激しくて立ち入り制限をしている状況が続いておるといいますか、そういう状況となっておりますので、今回、それを撤去しようということにして、その撤去費用でございませう。

その下の指定管理料につきまして、86万3,000円。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。施設については、スポーツ公園、それから、真田グラウンド、これがこの中に含まれるということで見ただけであればと思います。

それでは、またさらに戻っていただきまして、今度は歳入でございませう。

予算書は6ページです。

まず、6ページの上です。

分担金及び負担金、負担金、7、土木費負担金、維持補修費負担金ということで75万円の予算計上です。これについては、歳出のところで申し上げた唐人屋トンネルの補修工事に係る部分というところで見いただければと思います。

それから、その下です。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、生活困窮者自立支援制度負担金533万4,000円の減額がしてございます。これにつきましては、そのまま下に下がっていただきまして、民生費国庫補助金の中に、生活困窮者就労準備支援等事業補助金834万1,000円の予算計上があるかと思えます。予算のほうをこちらのほうに組みかえをさせていただくというところで見いただければというふうに思います。

それから、飛ばしましたけれども、介護保険低所得者保険料軽減負担金、これは先ほど介護保険の特別会計で説明した部分でございます。

それから、国庫支出金、国庫補助金、1、総務費国庫補助金です。個人番号カード交付事業費補助金98万2,000円。これは歳出の電算管理費で説明をいたしましたところの部分です。10分の10でございますけれども、その部分の予算計上。

さらにその下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。これは3日の全員協議会で説明をしたところでございます。

それから、その下、生活困窮者就労準備支援等事業補助金834万1,000円。先ほど予算を組みかえさせていただくというところと、さらに300万円、ここに入ってくるわけなんですけれども、その内容については、歳出のところで申し上げました生活保護総務費の中の生活困窮者自立支援事業費、これは300万円の予算計上をしていますけれども、その部分がここに入ってきているというところで見いただければと思います。

それから、その下です。地域子ども・子育て支援交付金、それから、その下の保育対策総合支援事業補助金、それぞれ歳出のところでは放課後児童対策費、そして、子ども・子育て支援事業、そこで説明をさせていただいた部分の財源となるというところ、お読み取りをいただければと思います。

さらに、その下の生活保護適正実施推進事業費等補助金です。これは、生活保護システムの改修予算を先ほど説明させていただきました。その2分の1の部分ですけれども、財源となるところでございます。

さらに、その下です。7、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金49万円。これについては、唐人屋トンネルの設計委託料の説明をさせていただきました、その部分の財源となるというところでございます。

さらに、その下です。9、教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金1,109万7,000円。小中学校のICT環境整備事業に係る部分というところで見ただけであればというふうに思います。

おめくりいただきまして、7ページに入ります。

款の15ですけれども、県支出金、県負担金、1、民生費県負担金のところ、介護保険低所得者保険料軽減負担金、これは介護保険の特別会計のところの説明した部分でございます。

さらに、その下、県支出金、県補助金、2、民生費県補助金です。これは放課後対策事業に係る部分でございます、県の補助率でいいますと、県が3分の1というところでの予算計上でございます。

さらに、その下、5、農林水産業費県補助金です。3つほど補助金名を記載をしておりますけれども、これに係る部分については、先ほど歳出で説明いたしました農業振興費で歳出予算計上させていただいた部分がここにかかってくるというところでございます。

さらに、その下、6、商工費県補助金です。600万円の予算計上があるかと思います。これが先ほど歳出でいいますと、商工振興費で説明を申し上げた部分でございます。

さらに、その下、9、教育費県補助金180万1,000円の予算計上。これについては、教育費の中で説明をいたしました島根県の事業として今年度新たに創設された事業に係る補助金ということでお読み取りをいただければと思います。

7ページ、一番下の繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては、451万5,000円の予算計上です。今回の補正予算に係る財源調整というところで見ただけであればと思います。

さらにめくっていただきまして、8ページです。

款は20です。諸収入、雑入、15、雑入、雑入として、50万円の予算計上がしてあります。これについては、歳出のところ職員研修の予算計上をさせていただいて、島根県市町村振興協会からその費用については見ていただけるというところを申し上げたところがあるかと思えます。その部分でして、一市町村当たり50万円を上限として交付していただけるというところがありますので、その金額の予算計上ということでございます。

8ページの一番下です。

町債、町債、3、合併特例事業債です。学校及び教育施設というところで120万円の予算計上。これについては、六日市小学校の音楽室の空調設備の設置工事の財源とするという、こういう考え方で予算計上をさせていただいたというところでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ちょっと長くなりまして申しわけありません。以上で、提案者の提案理

由の説明が終わりましたので、ここで休憩いたします。30分まで休憩します。

午後2時18分休憩

.....

午後2時31分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩前、令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題として、提案者の提案理由の説明が終わったところですので、これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 12ページなんですけども、民生費なんですけども、003というところの生活困窮者の自立支援事業ということは、これコロナウイルスの関係で支援事業をするということで、社協のほうに委託をするという説明でしたけれども、生活困窮者が自立するための支援事業というのは、具体的にはどういったことを指すのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

生活困窮者自立支援事業、従来から社協のほうに委託をして実施をしておりました。いわゆる生活に困窮した方がそのまま何の支援を受けずに生活保護を受給されるというようなところ、未然に防止をしていながら必要な支援をしながら自立に向けた支援をしていくというようなところが主な目的で、就労に対してでありますとか、あるいは家計の改善等といったようなところを今実施をしておるところでございます。

ただ、生活保護受給者につきましては、近年の状況の中で、やはり全国的に増加傾向にあるというようなところから、国のほうといたしましても、このたびまたさらに対策の充実を図ってきたというところがございます。

その中で、特に今回、国の10分の10事業ということで2万人以下の自治体につきましては300万円という10分の10の国の補助金がございます。こちらのほうの交付が見込めるということで、この財源を活用して、どちらかという、これまでは困った方が相談に来られるというような体制で支援を行っておったところなんですけれども、このたびからはアウトリーチと言いまして、いわゆる事業者側が外に向かって出ていくと、いろいろと困窮されている方が御家庭等で引きこもっておられる方に対して、こちら側から出向いて行って直接そこに働きかけをして、必要な支援と課題は何なのかというようなところを洗い出しながら、自立に向けた支援を行っていくようにということで、このたび国が300万円、2万人以下の自治体については財源をつけますので、取り組みのほうをするようにというところがありましたので、このたびこの部分の事業を補正予算等々が成立をさせていただきましたら、事業を実施していきたいというふう

に考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 16ページの消防費というのがございます。そこで、防災総務費ということで説明で、消耗品費というか、避難所の物品というようなことを言われましたが、防災用テントが入っているよということでもございましたが、どこの町村も避難所のことについていろいろ苦慮されているようですが、町内で避難所の利用度というのがものすごいということはないかも分かりませんが、間仕切りとか、コロナウイルス対策として、それとか先般の質問のときちょっと言わせてもらったんですが、体育館、あるいは基幹集落センターにしても、やはりお年寄りの方が多いということで、水洗というか水道の自動化、急を要するようなところを、事業を行うようにしたらいかがかと思いますが、その辺の予算措置というのは、この70万円の中に入っておるのかどうか。1点、テントだけというのは言われましたが、ほかにどのようなことがあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

説明のときにちょっと説明不足があったかと思います。この部分につきましては、3日の全員協議会でコロナの関係で地方創生臨時交付金の説明を申し上げた部分があったと思います。その中に、所管が総務課というところで、避難所における感染症防止対策という、そういう項目を立てさせていただいて、交付金の申請をしていきたいという、こういう説明をさせた内容がここに入ってくるというところであります。

その上で、今最初に出てきました間仕切りとかという話です。要はそれぞれの人と人の距離を空ける、あるいはそれを区分するという考え方ですけれども、それに対応するために防災テントであったり、それからいろいろな種類があるので、どれだという表現ができにくいですが、一般的にパーテーションと言われているものがあります。そうしたもの。そうした物品について、購入をしていきたいということを考えているというところであります。

それから、少しつけ加えて言いますと、今、避難所におけるコロナ対策ということで、先日、一定のそのマニュアルを作成をさせていただいたというところであります。ものを使って区別をするという考え方と部屋そのものを分けて、健康な方についてはこちら、そして少し調子が思わしくない方についてはこちらとかいう、もう部屋を分けてしまおうとかいう、いわゆるゾーニングというふうに表現をされておりますけれども、そうした考え方も用いながら、含めた対応のマニュアルを先日、作成させていただいて、全職員で情報共有をさせていただいたということがございます。

最後になりますけれども、水洗の自動化というふうなところですよ。今のところ、やらないとい

うわけではございませんけれども、そこまでの予算設定といいますか、そこまでには今現時点には至ってはいないというところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 14ページの農業振興総務費の中で、吉賀町中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業費補助金というのがありますが、これ1回聞いたかと思うんです。この中に、これ参考資料になるんですが、県推進6品目、6品目って何と何じゃったですかね。それをお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

県の推進の6品目ですが、品目を言いますと、キャベツ、それからタマネギ、ブロッコリー、それから白ネギ、アスパラガス、それからミニトマト、これが県の推進の6品目でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 参考資料のほうでお願いします。38ページですけど、吉賀町の商業・サービス業感染症対応事業補助金の中で、内容と補助対象者のことでお聞きしたいんですが、例えば、ここに補助対象者は事業所を置く中小企業者で小売業、いろいろ書いてあるわけですが、この中で、例えば、今から起業して、そして加工の仕事をしたいというような方がもしおられたら、補助対象となるのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

あくまで、今実際事業をされておられる方がこの事業の対象になるというふうに思っております。

今ちょっと言えばよかったんですが、県のほうからおとついでですか、夕方、連絡が入りまして、この補助金ですが、対象の事業種がありますが、もう少し拡大をするかもしれないということがありましたので、定例会参考資料の38ページの中の補助対象者と書いてありますが、この事業者の追加が今後あるかもしれません。

住民の方に周知するときに、その辺が確定してから周知のほうはしたいというように思っておりますので、つけ加えさせてもらいます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 分からんことはないんですが、ここに補助対象経費の中に、最後に新商品開発等という項目が入っていますので、既存の事業者だけが新商品開発に携わるわけではありませんが、そういう加工品を作って、起業しようとする人もこの対象となるべきだと考

えて質問したわけですけど、ならんというんでしたら、それはそれで仕方がないと思いますけど、もし県のほうでそういうことも可能だということがあれば、また調査をしてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） この事業の各自治体での要望とかその辺がありましたら、今議員が言われたことにつきましては、要望事項として出してみたいというふうに思っております。ちょっと基本的にもう事業をやっておられる方というのは、今の時点では間違いないと思いますが、要望はさせていただこうと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 同じくですが、今予算書でいうと14ページのところで、資料でいくと33ページ以降になりますが、これらの事業を、関係者の方にどういった形でお知らせをされるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 事業者の方へ等のこういう制度がありますという御周知のことです。島根県のほうでは、新聞等のチラシとか新聞の中でもいろいろ記事を出されておられますが、町としましても単独事業もありますんで、これにつきましては、議決後でないといけません。町広報なり各戸配付のチラシになるかもしれませんが、そういうもの、または商工会を通じての周知、そういうものをしていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので質疑は保留をして、日程第27、議案第56号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）の質疑はただいま言いましたように、保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会をいたします。御苦勞でございました。

午後2時48分散会
